

竹原市決算特別委員会

平成27年10月6日開議

審査事項等

1 総務部所管事務審査

(総務部関係)

一般会計

歳入全般 (P53～P103)

1 議会費・P104～

1 議会費 (P104～P107)

1 議会費

2 総務費・P106～

1 総務管理費 (P106～P135)

1 一般管理費 (2行政連絡に要する経費・11市民健康課一般事務に要する経費を除く)

2 文書広報費

3 財産管理費 (2普通財産等管理に要する経費除く)

4 企画費 (3市史編さん事業に要する経費を除く)

7 公平委員会費

9 諸費 (1街路灯設置に要する経費・4国・支出金等精算に伴う返還金に要する経費・5防犯活動に要する経費を除く)

11 財政調整基金費・12 電算管理費

13 減債基金費・14 都市基盤整備基金・17 地域振興基金費

2 徴税費 (P136～P139)

1 税務総務費・2 賦課徴収費

4 選挙費 (P140～P149)

1 選挙管理委員会費・2 選挙常時啓発費・4 衆議院議員選挙費

5 広島県議会選挙費・7 竹原市議会選挙費・10 農業委員会委員選挙費

5 統計調査費 (P148～P151)

- 1 統計調査総務費・2 指定統計調査費
- 6 監査委員費 (P150～P151)
 - 1 監査委員費
- 9 消防費P282～
 - 1 消防費 (P282～P287)
 - 1 常備消防費・2 非常備消防費・3 消防施設費・4 災害対策費
- 12 公債P338～
 - 1 公債費 (P338～P341)
 - 1 元金・2 利子
- 14予備費P340～
 - 1 予備費 (P340～P343)
 - 1 予備費

特 別 会 計

- ① 国民健康保険特別会計 (P346～P359)
 - 1 国民健康保険税 (歳入)
 - 1 一般被保険者国民健康保険税
 - 2 退職被保険者等国民健康保険税
 - 1 総務費 (歳出)
 - 2 徴税費
- ② 公共用地先行取得事業特別会計 (P403～P408)

水道事業会計

水道事業 (別冊)

(平成27年10月6日)

出席委員

氏 名	出 欠
道 法 知 江	出 席
堀 越 賢 二	出 席
今 田 佳 男	出 席
竹 橋 和 彦	出 席
井 上 美 津 子	出 席
松 本 進	出 席

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局次長 住 田 昭 徳

議会事務局主事 前 本 憲 男

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
総 務 部 長	中 川 隆 二
総 務 課 長	塚 原 一 俊
企 画 政 策 課 長	松 崎 博 幸
財 政 課 長	沖 本 太
会 計 管 理 者	堀 川 優 子
選挙管理委員会事務局・監査事務局長	広 近 隆 幸
税 務 課 収 納 係 長	増 田 真 史
公 営 企 業 部 長	宮 地 憲 二
上 下 水 道 課 長	木 村 忠 志

午前9時55分 開議

委員長（道法知江君） 第3回の決算特別委員会を始めます。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第3回決算特別委員会を開催致します。

さきの第2回決算特別委員会において、松本委員から新規項目としての追加の資料要求がありました。その時点においては委員会として諮っておりませんでしたので、もう一度委員会としての資料要求をするものでありますので、この資料が決算審査するために必要かどうか、改めて協議したいと思います。

まず、資料要求者である松本委員から、もし資料要求の追加の説明がありましたらお願いしたいと思います。

委員（松本 進君） 1番目の教職員の業務改善というのは、これ一般質問でやりましたけども、先生方の仕事の時間外労働といいますか、そういう時間外労働という言い方はしませんけども、そういう分で国なんかは業務改善計画の調査はしてるんですね、文科省が各自治体に。しかし、資料要求もしたんですけども、全部の小学校対象にしてなくてポイントでこうやってるもんですから、そういう業務改善の調査したり計画したりというんが、全国的、全部同じ、調べてないというんがあつて、竹原市としてそういう計画を、私はあると思うからそういう計画なんかを欲しいなというんで、先生方の労働時間の関係の分が必要じゃないかということで資料のお願いしてみました。

2点目は、市営墓地の関係ですけれども、これは昔、我元行と言うてましたけども、市営墓地の有料化は、その竹原墓地が有料になってまして、市営墓地、その他の分はまだ有料化になってないがありますから、その昔、我元行と言ってましたそういう市営墓地のこの条例つくって以降、使用料が有料化、明確にしましたし、管理料も明確にしましたから、その分の収支の状況という面で昨年度はどうかということでした。

それから、3点目の分ですけども、これは都市下水道、中央のところに旧都市下水道という分があるんですけども、これも情報公開ではしてますけども、こういう我々決算としてもそういういろんな施設の管理状況はどうなんかということをチェックする、私はしたいというんがありましたから、全部の下水道といたら広いんですけども、中央排水区の維持管理状況はどうなってるのかなということです。

それからあとは、4点目は市営住宅の耐震化、これはいろいろ前に出したことが、要求したことがありますけれども、学校施設とか関わってということで、ここの分は市営住宅

の耐震化の状況ということで、市営住宅は何戸あって、その耐震化のオーケーになってる分も見たいしという面での、あとは対策はどうなんかということの資料のお願いです。

以上です。

委員長（道法知江君） ありがとうございます。

教職員の業務改善につきましては情報公開もされている、また松本委員がおっしゃるような業務改善の計画の実施状況というのが、それに対する資料が集まるかどうかというのは担当課の方にお聞きしなければならないと思っております。

以上の4点です。

これについて、皆さんにお諮りしたいと思います。

決算特別委員会の要求資料その2について、議長に資料要求したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、議長に資料要求を致します。

次長。

議会事務局次長（住田昭徳君） 1点よろしいですか。

資料要求の項目なんですけども、例年ですと大体決算の資料要求は数字的なものがおそらく出てきてるんじゃないかなと思うんですが、このたびの資料要求項目の中で数字でないもの、例えば維持管理状況であるとかその辺のところは、具体的にどういったイメージをお持ちなんでしょうか。例えば、我元行のものと最後の耐震化の分、あちらの方は何となく数字があるのかなというイメージはあるんですが、3番目の中央排水管の維持管理、ここの部分については文章的な意味というふうに捉えとってよろしいんでしょうか。

委員（松本 進君） 今の、例えば証拠書類みたいなのを出すことがあって、ばっちり多分資料分厚い資料になりますよね。全部写真撮って全部やっていますから、ここの分は。そういう分厚い分になるんだったら、ここで言う証拠書類として置いてもらって見てもいいよというふうに見せてもらうか、あとは必要などこなんかはコピーしたいのがあればまたお願いしたりしてということもあり得ますけど、多分証拠書類だから写真撮ったりとか管理状況というても、どのぐらい、分厚くなったら全部みんなにコピーせえというても大変なんで、閲覧なら閲覧させてもらって、あとは必要などがあればコピーするとかお願いするというふうにさせてもらいたいなど。

あとは、市営墓地の分は、要するに管理料を2,400円取ってるわけですから、その

収入は何かというのがわかりますよね。あとは支出の状況で、あこの草置場とかいろいろやっ取るわけですから、そういったものの分で支出の項目なんかは、そこに先ほどから言っ取るような水道とかいろんな、ありますよね。だから、管理料の中のそういう支出、そういう面での数字にもなると思うんですが、出してもらえんかなど。

委員長（道法知江君） 数字。

はい、次長。

議会事務局次長（住田昭徳君） アイフル通りの分ですか。日本橋通りの部分で……。

委員（松本 進君） あっこを聞こう思うんです。

議会事務局次長（住田昭徳君） 私の勘違いかもしれないんですけども、以前一般質問の中で、配管の中に、要はファイバーを入れて調べて云々というようなことがあったと思うんですけど、あれは多分27年度事業じゃないですか。26は全体の何か調査報告書が出てきたんじゃないですか。

委員（松本 進君） ちょっと私の説明があれだったんですが。

中央排水区というのは広いですから、中央排水区に行って若干見てるんですけど、だからその詳しいことがありましたら。だから、あの分でさっき私がメインのとこなんかは日本橋の、あこ主体となって、その当時は調査してないなら調査してないよでいいんです、要するに。だから、私はその排水区なら排水区の方の全体のが気になるから、分厚の方でちょっとは見たことはあるから。そこは置いといてもらって、そういうところを見てもらうとかというふうにしてもらいたいし、あとはメインのとこはアイフルからオリオンのところですけど、あっこはたしか27年度にやっったりしますから、その時にやってなかったら文書を見たらしてませんというのでもいいんですけども、全体のは見せてもらえたら。

委員長（道法知江君） 次長。

議会事務局次長（住田昭徳君） じゃあ、メインとしてはその26年度にやった全体の報告書の閲覧が中心ということのイメージでよろしいんですか。

委員（松本 進君） それでええです。

議会事務局次長（住田昭徳君） アイフル通りだけを別枠でやっ取るかどうかはわかりません。やってないならやってないでいいのですか。

委員長（道法知江君） それでは、説明員の入室をお願い致します。

それでは、これから総務部関係の集中審査に入ります。

初めての委員の方もおられますので、再度委員長より御注意申し上げます。

本日の第3回より実質の決算特となります。この決算特は、平成26年度事業内容に対する審査となりますので、委員におかれましては平成26年度事業内容に関してのみの質疑を行って頂くようお願いしておきます。

なお、総務費中には、事務がほかの部署で行われてるものもあり、委員におかれましては決算書の備考欄の事業内容を確認しながら質問されますようお願いしておきます。

また、委員会がスムーズに行えますよう、委員の皆さんの御協力をお願い致します。

審査の方法は、第1回の委員会で確認したように、ページに沿って費目ごとに進めていきたいと思っております。

それでは、レジュメに沿って始めていきたいと思っております。

総務部所管の事務審査に入ります。

歳入全般、一般会計の歳入全般の53ページから103ページです。

松本委員。

委員（松本 進君） 歳入全般の部分でお尋ねしたいのは、資料要求の関係もありますので、資料要求のNo.8番、各滞納の関係の分を見てください。

ページ数で言ったら、市税でいえば55ページの中に不納欠損と滞納の分が、それぞれ市税ではあります。それから、固定資産税で同じように不納欠損と滞納があります。今日はこの2点について。

1つは滞納についてなんですけども、いろんな市税にしても固定資産税にしてもそういった条例に基づいて、賦課のあれに基づいて課税されるわけですけども、私がここでお尋ねしたいのは、市税でも55ページで、たしか4,600万円余りの滞納というんですか、これも出てるし、固定資産税でも同じように1億2,200万円ぐらい滞納が出てます。それで、資料の決算、私も資料要求もしておりますので、さっき言った8の状況を見てもみますと市税、市県民税という書き方になってますが、この滞納者を出してもらいました。それで出してもらって、滞納者数は市県民税で581人というふうに出されて、所得なんかもわざわざ出してもらってるわけです。それぞれに所得の階層区分で出してますけども、100万円未満の方、未申告というのも含めますけども、例えば市税でいえば、市県民税でいえば滞納者が581人おられて、所得が100万円未満の方が316人になりますけども、これで全体の滞納者の54%を占めるわけです。それで、収入と違いますけれども、所得100万円という分で、100万円未満ですからそれ以下の分を、ゼロも入

るんですけども、一応仮に所得100万円としますと月額8万3,000円余りの所得になろうかと思うんです。それで、そこの方が、そういう月額8万3,000円未満の方がこの316人、率でいうたら滞納者の54%を占めてると。それで、同じように下の固定資産税という滞納の資料がありますけれども、金額はさっき言うた1億2,000万円ぐらいの滞納があるわけですけども、ここの滞納の分を見てみると、同じように固定資産税でも滞納者数が522人おられて、仮にですけども、所得100万円未満の方は522人のうちの何人かといいますと405人、78%、約8割の方が所得が100万円未満なんです。ですから、先ほど言いました、私の方の間違えであれば訂正してもらいたいと思うんですが、1人が生活保護を受けた場合月額8万3,000円、それは住宅とかここへ入りますけども、8万3,000円を超えますよね。だから、1人で65歳とか、年齢もちょっと違いますけれども、1人の場合でしたら住居費とか食費を含めて10万円ぐらい出ると思います。ですからその、大ざっぱな言い方ですけども、要するに私が言いたいのは滞納の人が、しとるのがいいという意味で言ってるんじゃないんですけども、いろんなルールに基づいて課税をする、課税をしたけども結果としたらこういう滞納者が発生していると、その中身を見ると、私が言いたいのは生活保護基準以下の所得で、市民税でいえば100万円未満の人が54%、固定資産税でいえば滞納しとる522人のうちの約8割近くが生活保護基準以下の所得だということで、一概にルールに基づいて課税している、その結果がこういうことですよ。

私が1つだけ言いたいのは、憲法のことを私も繰り返し言うんですけども、憲法、生存権から見たら何かちょっとおかしいんじゃないかなというんがひっかかるんです、いつも。ですから、端的に聞きたいのは、私は間違いは訂正してもらいたいしお願いしたいんですが、固定資産税の約8割の人が生活保護基準以下の水準で滞納せざるを得ない事態が起こってる。それは、課税のルールはルールですよということの関係で、憲法の生存権から見たら、大ざっぱに言えば10万円以下の、月にしたら、生存権、最低生活を保障しますよと、しかし実際課税の分は8割の人が100万円未満の人で滞納してると。滞納がいいということじゃなくて、憲法の生存権との関係で見てこの実態を市はどう考えたらいいのかなと、どう考えておられるのかなということを、まずこの1点を聞きたいし。

2点目としては、不納欠損ということをやられてるという実態もありますから、ここの不納欠損、市民税、固定資産税、それぞれ何件、何人といいますか、されてるのか。最低これぐらいたまった人で、こういう理由で不納欠損しましたよということを教えて頂けれ

ばなというふうに思います。

委員長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） まず、滞納者と生活保護を絡めた生存権という、例年委員御質問でございますけども、我々資料要求にある8番の資料、税務課が出しております所得区分ごとの滞納者数、この所得につきましては、今憲法で委員言われましたけども、憲法の中には納税の義務もあるわけございまして、課税客体として所得把握に努めた上での所得、ですから一概に生活保護の判定のそれとは基本的には違うものだというふうに考えております。といいますのが、生活保護に関しては世帯構成であるとか財産、預貯金、そういったものも調べた上で最終的に生活保護の基準に合致するかどうかという判定がございます。しかしながら、この課税の所得につきましては一定の収入に対する課税標準額というのを出す中での所得でございますので、確かに社会保障制度の中で生活保護の年収額と、例えば年金生活者の収入額が逆転するというような社会問題視されてる部分はあるというのは認識しておりますけども、あくまでもこの税務課で所得を把握するというのは担税能力がある方の所得ということで、一定には理解を頂きたいと思っておりますし、まずこの滞納に当たっては、滞納処分に当たっては納期限が過ぎてるものということで、多くの市民の皆さんが公平性が保てないという中で、税務課としましては、納期限を過ぎたものについては督促をします、それから催告をします。それから、それにも応じない場合は財産調査、搜索、それから財産差し押さえ、それから換価処分、いわゆる公売、競売といったようなものです。それを滞納の市税等に充当すると、こういう流れの中で事務処理を行っておりますので、その催告をした後に財産調査、それから搜索をする前に納税相談というのを必ずしておりますので、そこにおいて生活資力のない方については滞納処分の猶予をすとか、そういったことをやった上での滞納ということで御理解を頂きたいというふうに思います。

それから、不納欠損の状況でございますけども、まず平成26年度の市民税につきましては、不納欠損処分の件数が226件、法人市民税が6件、金額も言った方がよろしいんですか。失礼しました。

市民税が226件で約1,400万円、法人市民税が6件で約23万円、固定資産税が126件で約4,000万円、軽自動車税が96件で約110万円、合計454件で約5,550万円という状況でございます。

以上でございます。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） 市民税滞納の件なんですけども、確かに生活保護の分とは違いますけど、仕組みが違うし、資産価値の面とかいろいろルールは知ってるんですけども、私が言いたいのは、単年度決算ですから、単年度決算でさっき言った大ざっぱな部分で、間違いなら間違いということ言ってるんですけども、ひとり暮らしの分でしたら竹原市の場合は3級地の1で、大体食費とか家賃入れて10万円そこそこは生活保護が出ますよと。それとあと、この人の、さっき言った固定資産税とか市民税なんかの分を見たら5割以上とか8割近くがそういった実態です。だから、生活保護の仕組みは、土地とか資産の活用とか預貯金とかいろいろルールがあるんですけども、単年度で見た場合はそういうことが言えるんじゃないのかなと、生活保護基準以下の人にも市の決めたルールでは課税になってるよという事実は認めてんかどうかなというんがもう一回確認したいのと、それでルールに基づいて担税能力があるという人に課税されているということでした。

それで、次は8ページ、同じように滞納処分の差し押さえの状況の資料要求も私はしておりました。それは3枚目に、後にあると思うんですが、市税とかというんも差し押さえをしてます。それで、差し押さえした結果はどうなったかということで、26年度でみると96件差し押さえをして、執行金額は1,920万円余り、収納額が440万円ぐらいあるんです、約23%の収納率です。ここはどういうふうに見たらいいのかなと。今部長が言われたように、確かに担税能力があって課税されてるといのはあるでしょうけども、実際は差し押さえが私はいいいとは言わないんですけども、この客観的事実を見る限り、執行金額が26年度でいえば96件ですけども、1,900万円余りの執行金額、差し押さえの金額。しかし、収納率から見たら440万円で22%、23%ぐらいしかないから、極端な話で、私がちょっと解釈が違うなら違うとはっきり言ってもらいたいんですが、一応1,900万円が執行金額になりますよと、滞納の。しかし、実際差し押さえたら440万円しか回収できんという言葉がいいんかどうかわかりませんが、執行できなかったということで、執行率が23%余りということで8割弱といいますか、77%なんかは要するに執行できてない。大ざっぱな、平たく言えば取ろう思うても取るものがないといいますか、そういうことではないんでしょうか。だから、本来執行したらそれだけ100%執行しなくちゃいけないですよ。しかし、23%しか執行できてないというのは、私が言うに執行したけども取るものがない、取るものがないという言葉がちょっと適切かどうかは別として、一般的にはそういう執行した分の100%の回収が当然なんだけ

ども、実際やってみたら、差し押さえてみたら23%余りしか回収できなかったよというのが、大ざっぱに平たく言えば取るものがないよということで理解していいんかどうかということと、先ほど課長が担税能力がある人にしかないということの整合性がどうなんかなということも説明を。

委員長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） まず、課税に当たっては法令に基づいて適切に課税をすることで、まず委員の御質問にあったルールどおりかという部分については、我々は法令に基づいた適切な課税を行っているという中で、しかしながら住民税等々による所得、今所得をすごく中心に御質問されてますけども、住民税が判定に使う所得というのは前年の収入に対する所得ということで、それについては今年度、病気とかそういった災害とかで財産等を失った方もいらっしゃいますので、そういう部分については、委員も御承知のとおり減免制度があったりとか、それから担税能力があるけども、どうしても今年の、本年の所得が低くなると、やむを得ない事情で低くなってる場合は分納の誓約に応じたりとか、そういった先ほど言いましたように激変緩和という部分では納税相談の中で、そういう事務を続けてる中でこういう滞納額が繰り越されてる状況があるということをもまず御認識頂きたい。

その中で、滞納処分の中で殊さら差し押さえに関して執行の収納率が悪いという部分については差し押さえるものがないのかという御質問でございますけども、そういう部分もあろうかと思えますけども、一定には差し押さえをすることによって滞納額の回収のインセンティブといいますけども、動機づけの部分もございまして、何が何でも差し押さえをして換価をしてということではなくて、差し押さえをしますよということの中で、滞納者の中には分割納入に応じる方もいらっしゃるというようなこともありますので、一概にこの26年度の96件全てが差し押さえるものがなかったということにはならないということで御理解頂きたいと思えます。

以上でございます。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと逆の分で言えば、その……。

例えば、私はそういうふうに理解しとるんですが、そうじゃなくて、まだ差し押さえの価値あるものはあるけども何らかの事情でそれを停止している、停止しているというたら下の3つの手続とるんかなと思うたりしたんですが、そういう手続となっても、そういう

本来100%回収，差し押さえの分でしなくちゃいけないけども，私はもう取るんがないんじゃないかなという理解をしとったんですが，そうじゃなくて取る分はあるけれども何らかの事情で，停止となったら手続要るんじゃないかと思うんですが，その手続しなかったも停止をしているよと。私はないというふうに理解，そうじゃなくて，あるけれども法的な手続をとらなくて執行，まだ置いてるよと，いろいろな納税意欲を促すために，法的手続とらなくてもそのまま回収してないよというふうに理解していいんですか。

委員長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 済みません，遅くなりました。

まず，今松本委員の中で執行停止がありましたけども，執行停止というのは，例えば3年なり5年，時効的な考え方で5年というのもあったりするんですけども，地方税法上で，その3年経過とか，財産，資力がない場合は現年も含めて執行停止はできるんですけども，制度上大きく3つに分かれたルールがあるんですけども，その部分については，3年たった部分が一つずつ落ちていくことになっていきます，例えば。ですから，その差し押さえの部分で執行停止で落ちていくということではなく，執行停止はあくまでも執行停止，差し押さえの部分は差し押さえの部分で，差し押さえというのは担保の意味合いも含んでおりますので，ですから差し押さえたから全て競売，公売するというのではない。一応差し押さえました，どうしますかということで，そこで先ほど言いましたように分納であるとか，そういった部分の請求に応じる場合は差し押さえを解除することもあるという，そういう意味合いのものでございますので，それでよろしいでしょうか。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっとわかりにくいが。

要するに，差し押さえの分が100円なら100円を差し押さえましたよと。執行停止はそれぞれ手続あるわけですから，執行停止じゃないわけですから。例えば，松本から差し押さえで100円取りますよと，しかし取ったけども，執行したけども23円しか取れなかったと，この執行率で見たら。執行率23%しか取れなかったということで，あと7割近く8割弱の分が，取らにゃいけんもんが取れてないというのが，私はいろいろ評価とかあるんか，評価は極端に言うたら甘過ぎるんか，取ろう思うてやったけども実際もうなかったんかとか，そこらいろいろ事情がありますよね。これだけしか執行が，100円取って，率としたら23%ぐらいしか取れてないわけですから。あと7割ぐらい，8割近くがどういう理由でこれができなかったかというのは，私はやったけどもなかったか，それ

か評価が100円のもんが実際は30円ぐらいで、率はこう書いてあるけど実際は評価が甘過ぎたんよというようなことになるのかなという、そこらがわかりにくかったもんで正確にお願いしたいと。

委員長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 済みません。例えば給与の差し押さえ、それから預貯金の差し押さえ、いわゆる現金を差し押さえるような意味合いでいうと年額というのが執行金額に上がります。そうはいいまして給与全額を差し押さえるわけにはいきませんから、毎月々に5万ずつとかそういった、結果として分納になる部分が収納額に上がるという部分もございしますので、ですからイメージとして、差し押さえたら全部公売して現金化したら100%になるじゃないかということではないということで、まず御理解を頂きたいというふうに思います。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっとわかりにくいのは、例えば給与なんかで一遍に100なら100を執行しなさいというんじゃないで、今あなたが言われるように、それは100でやろうと思うけども10万円しかできんかったとか5万円しかできんかったというたらそれだけ延びますよね。だから、延びたにしても、それはこの締めの際は23%しか執行できんかったけども、あとはちょっと遅れるけども100はできますよと、やってますよということを言うてもらわないと。ちょっとわしもそこがはっきりわからなかったんは、今の説明では執行の分で、僕らも相談に乗ったことがあります。給与なんかで差し押さえたけれども、全部それは金額は10万円払ってもらわないと終わらないよと、何年かで終わらないよというんが、実際いろんな生活の分があるから、5万円になった場合は予定どおりいきませんから、回収できませんから。しかし、それは本来2年間で10万円をやったんが、5万円じゃたら倍かかるわけで4年ぐらいかかりますから。だから、そういう分はあるけども、いずれにしても100%差し押さえたらその100%は回収しますよという明確なもんがないと私はいけないんじゃないかなと思ったんで、そこは、私が最初言うたんは、取ろうと思うけど、押さえたけども実際はないよという大ざっぱな言い方したんですが、そこじゃないと言われるから。そうじゃないと言われるから、給与差し押さえた場合でも、それは予定どおりはいかんかって、遅れてでも100%にはなってますよということを明確にして頂ければと。

委員長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 繰り返しになりますけども、差し押さえというのも、あくまでも担保の意味合いもごございますので、執行金額というのはその担保の価値部分も含めた金額ということで、仮に委員の御質問の流れでいきますと、これをそのまま納税者が放置をしたということになれば我々は差し押さえをしているということで、この金額については換価をしていくということでございます。

以上です。

委員長（道法知江君） それでは、次の御質問ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようでしたら議会費に移りたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないですね。よろしいですね。

次、総務費、106ページからの総務費です。106ページから135ページまでの総務管理費をお願いします。

松本委員。

委員（松本 進君） 1つは時間外勤務のことで、109ページの時間外勤務手当があったですね。それから、その時間外勤務の手当の分でありますし、あとはもう一ページは、111ページに臨時職賃金が1,000万円ぐらい人件費分で措置されております。そういう分と、これはその時間外勤務手当とか臨時職賃金との関わりで、これは今年の予算の時の資料要求で、今回決算では資料要求してませんけども、今年の予算の分で昨年度とちょっと違うところが出てくるんかもわかりませんが、例えば市の職員の数をその資料として要求してるんです。

それで、聞きたい中身というのは、例えばこの総務費の中の分で総務課の、これは今年の3月の予算請求ですから、人数は多少違うんでしたら、後訂正を願いたいんですが、総務課でいえば正規職員が19人おられて臨時職員が15名ということになってます。

それで、あとはさっき言った時間外勤務手当が、109ページでは1,300万円、あとはもう一つは111ページに臨時職賃金が1,000万円近く予算措置をされております。ですから、ここで聞きたかったんは、総務課だけ言いますと、正規が19人、臨時が15人、全部で34人という面で見ると、物すごく臨時職員の比率というんか、比重が物すごく大きい比率になってますよね。それで、全体の分の市の人事の管理の問題を見ても4割近い比重が臨時職賃金ということで、6割弱じゃったと思いますけども、正規職員の比

重でこれまで行政改革ということでやってきたんですけども、人件費を減らすというんが一番簡単だし効果が大きいしメリットが大きい。メリットというよりは効果が大きいということになってますよね。だから、私が言いたいのは、もうちょっとそういう行政改革という中身が、人件費が一番やりやすいし目立つからやってきたんでしょけども、そろそろ弊害が起きてきているという分があって、正規と非正規の比重が、正規が6割、非正規が4割というのは、もうちょっと比重がいびつになってるんじゃないかなということで、その反映で時間外勤務なんかも、これはもう毎年こういった金額だったと思いますけれども、時間外勤務手当がこれだけ高額な金額を組まれてるし、臨時職賃金も1,000万円近い予算が恒常的に組まれているというふうに私は認識してるんですけども、その関係、正規と非正規の関係でこういう臨時職員なり残業手当を組まざるを得ないような仕組みになってるんじゃないかというんが1つ聞きたいということの中身なんです。

あとは、2つは、ここで言う総務課ですから、年休取得率、これは前に調べた時は20日となった場合で、全部だったら40日間になるんか知らないけど、年間で言えば20日で、それを消化するというんが原則だと思いますけれども、その前に調べた時に、年間20日あった場合は年休取得率が8か9までなかったと思うんですけども、すごい年休取得率が低過ぎるなという思いがあって、そこにも実際し寄せが来て、きちっと20日なら20日とろうと思ったらここに無理が来るんじゃないかなと、その関係は2点目として聞いておきたいということが1つと。

あとは、全体言ってもいいんなら……。

委員長（道法知江君） 一般管理費だけにしましょうか、一般管理費だけ。

委員（松本 進君） いや、総務費全部、何か言ようちゃったから。

委員長（道法知江君） いいです。

委員（松本 進君） いいですか。

だったら次は、115ページの生活バス、これは総務費の中の生活バスの補助費が2,200万円ありますし、あとは地域公共交通が151万円何ぼとか公共バス、公共交通にかかったあれがあります。それで、1つは生活バスの分で、だんだん何か人が減ったり移動が少なくなったりというんでバスの乗車率が、この補助金の関わりで多分これだけないと出さなくてはいけないという部分があったと思うんですが、何路線あって平均乗車率、そこらがわかれば補助金に関わってそういうシステムだったと私が理解してたもんですから教えて頂きたいし、公共交通の面での決算が150万円ぐらいになってますけど、この

事業効果といいますか、これはどのように把握されてるのかなということを2つ目としてお尋ねしておきたいなど。

それから次は、忠海駅に関わる121ページなんですけれども、これは忠海駅の運営費が280万円決算で出されてます。あこは全体としてNPO法人という分で、あとは指定管理者の中の福祉の分でたしか金額がこの資料の中にあるんですけども、福祉の分では190何ぼでしたか、そういう指定管理料が出てます。ということで、NPO法人が運営されている中の忠海駅の運営費では280万円とか、あとは指定管理者の分の190何ぼでしたか、そういう金額とかというのがあろうと思うんですが、全体の事業の分で決算書まで出せないんだと、そこらはちょっとわかりませんが。気になつとるんは、NPO法人でやられているという面では、私は前に指摘したのは、本来なら切符売り場の事業収入を当て込んで、本来のこっちの福祉的な事業を支えとるというんか、逆に言うたら市の方がお金を出し惜しみしてるんじゃないかなと。本来、福祉はきちっとお金を予算措置してNPO法人がやっておられるなら、福祉の業務、それに適切な人件費分なら人件費分を支出して地域の福祉なら福祉を支えるということが必要なんじゃないかなと思うんですけども、ここの280万円とか切符売り場とか、そういった全体の事業費まで当て込んで、その今の福祉のNPO法人の事業活動を支えているということも言ってもいいんじゃないかなということについて見解だけを。そうじゃなくて、切符売り場は切符売り場でそれに活用するのは使ってるし、こっちの運営費なら運営費はこういった目的に限定して全体にプールとしてのやりくりではないですよということを確認しておきたいというんがこの点についてであります。

あと、131ページもいいんかな。

委員長（道法知江君） はい。

委員（松本 進君） あと、131ページの交通安全対策というところも入ってもいいと思うんですが、ここの予算措置見たら、指導員とかいろんな使い方されてるという分がわかるんですけども、前にそこいろいろ——ここ違う、交通安全対策は違うんですか。

委員長（道法知江君） まちづくり。

委員（松本 進君） 131は違う。

委員長（道法知江君） 除くですね。

委員（松本 進君） これは違うんですか。

これは民生費、ごめんなさい。ほいじゃったら、わかりました。

135は違うんよね。

これは民生費でやりました。

タネットの135はいいんか。

135は違うん。タネットというんが地域情報の分で、これは放送料がタネットを出してるということなんです。

議会事務局主事（前本憲男君）　ここでいいですよ。

委員（松本　進君）　ここでいいですね。

だから、この135の分、ここでいいんですか。

委員長（道法知江君）　そうですね、135、地域情報化。

委員（松本　進君）　その中にタネットというんが、一つの放送料としてタネットが言いやすいかなと思うて。

その135の地域情報化に関わって、実際タネットへの支出ということで、ここを言いたいのは、加入世帯数が今3,400世帯ぐらいだと思いますけど、多分全体の3割いかなと思うんです、加入者は。それで、確かに放送事業、基盤整備というのは12,3億かけて竹原市が投資して国の補助をやって、公的な分です。しかし、運営の分で安上がりといいますか、そういう方法がとられてるから、民間でその中の運営をされてるよというのは承知してるんですけども、確かに毎年放送料としては、さっき言った予算が支出されてるんですけども、果たして事業効果という面で、公共施設という基盤整備、これは市がした12,3億かけて幹線の配線をやっておる事業は、市が、国はいろいろ補助持ってやってる公的な整備をやったんですけども、その中でたまたま民間に放送料として出してる。しかし、私が言いたいのは、3割しかなかったというんが前からいろいろ、3割弱しか提供してない、そういうところに税金の支出の仕方という面で、その事業効果といいますか、そこは、例えば放送を見た人が地域のいろいろやってますから放送を見て、少しは役に立ってますよという見方はいろいろ聞いてるんですけど、果たしてその事業効果、事業効果というのは公的な分を、12,3億円で幹線ケーブルをした、その中のいろいろ努力してきたんだろうけども3割余りしか接続してない、そこに放送料としてやってるという面で不公平といいますか、そういうこともいろいろあるし、その事業効果というのはどういうふうに捉えとってんかなということについて聞いてみたいということです。

以上です。

委員長（道法知江君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） それでは、質問の順番に従いましてお答え申し上げます。

まず、一般管理費の部分で時間外勤務手当と臨時職員の賃金について御質問頂きました。御質問の中で約4割がという話だったんですが、まず紹介をさせて頂きたいんですけども、正規職員等と臨時職員との比率なんですけど、一応フルタイムの勤務ということでピックアップ致しますと正規職員が26年度で261名、あと嘱託職員、これが18名、臨時職員が33名ということになっております。これは、嘱託職員については窓口業務を対応しておる、ほぼフルタイムに近い方、30時間ですけどもそういった方、臨時職員につきましても、週30時間もしくは38時間45分といった感じでフルタイムということなんです。いずれにつきましても、4割ということはないんですけども、委員が御指摘頂きましたように、雇用せざるを得ないのではないかとといった質問ありましたけれども、せざるを得ないというよりも、こういった多様な雇用形態を活用しながら対応しているということなんです。

なお、一般管理費について金額が、この部分をもって臨職がウエイトが高いのではないかとということにつきましては、この一般管理費に係る臨時職員については、市全体の産休の代替えであるとか病気休暇の代替えであるとか、そういったものにつきましても全て一般管理費に計上致しておりますので、全体としては1,000万円という金額的には大きなものになっております。これは一般管理に関するもののみでなく、臨時に関し市役所全体のそういった対応を含むものということで金額は高くなっております。

2点目ですが、年休の取得率が低いということでもございました。これはまさに御指摘のとおりでございます。先ほど委員御指摘頂いたとおり、7から8、そういったところでここ数年推移しておるという状況でございます。これにつきましても、なかなか定員管理、厳しい中で我々行政運営を致しておりますけれども、確かに厳しい状況にあるのは間違えないと思います。これにつきましては、職員の健康状態を含めた上で、今後も取得の促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

ちょっと飛びますけれども、135ページ、タネットの加入の件でもございました。

事業効果ということですが、まだ今現在、これも御指摘のとおり三千数百件ということで、まだ約3割です。この事業、平成21年度の経済対策等で行った事業でございますけれども、この時大きな目的が2件ございました。この情報通信網の整備というもののまず大きな目標の1点は、テレビ放送の地上波、これをデジタルにするということで難視聴地

域の解消というのが大きな目的がありました。竹原にはデジタルになっても入らない難視聴地域がかなりありましたけれども、この事業を行うことによって難視聴区域が解消されたということで、まずこれが1点大きな事業効果ではなかったかと思えます。

そして、2点目の目的と致しまして、高速通信網、光ケーブルの敷設ということがありました。そういった中で大量の情報量であるとか映像であるとか、そういったものを多く通信できるようにし、住民の皆様のインターネット環境を整えるというのが2点目の大きな状況でございました。これに関しましては、タネットのテレビ放送とあわせて3割から4割の間ということで、これは低迷しておるところで、これにつきましては今後も促進に努めてまいらなければならないと考えております。

以上です。

委員長（道法知江君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 松本委員の御質問に対しまして、何点か御説明をさせていただきます。

まず最初に、冒頭、生活バスの関係につきまして乗車率等のお話があったかと思えます。これにつきましては、現在詳細な資料を手元に持っておりませんので、今確認をさせていただきます。また後ほど、あわせて御回答させて頂ければと思っております。御理解ください。

そして、忠海駅の指定管理者に対する契約の関係につきまして御説明をさせていただきます。

業務の中身につきましては、松本委員御指摘のとおり、切符の販売の部分と、またNPOということで福祉に関係する業務をされていらっしゃるというふうに伺っております。管理形態ごとに予算措置をさせて頂いております。この経緯につきましては、地元との協議の上で今の形がございます。そこの部分につきましては御理解頂ければというふうに思っております。

以上です。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） 時間外勤務とかのそういう定員管理のことは聞きましたけど、これ今年の予算の時の資料の分で、正規職員が277人、あとは臨時職員の、福祉課も入れて、福祉課が一番多いんですけど、119人ありますから。福祉課を入れて218人という面で、私が全体の分からいうたら4割ぐらいは臨時職員になってるよということを、こ

の数値から客観的に申し上げた、指摘したところであります。

それで、2回目として聞きたかったんは、正規職員の定員管理、これが今すぐ出せば教えてほしい。総務課、企画、財政、税務、市民、忠海支所、これ全部ありますから。これ今すぐ出せるなら教えてほしい思うし、なければ後でいいんですけども。定員管理に基づく総数はどうなってるかなということで、課ごとに積み上げた分が全部でこうなるといいうんが教えてもらえば。さっき言った正規職員は全部で277、臨時が218というのは今年の予算の時ですけども、そのようになってるんで、定員管理から見て非正規職員の数はどうなってますかというんで、課ごとにもしわかれば積み上げを教えてほしいなということが1つと。

それからあとは、タネットの件であえて事業効果をお尋ねしたんですけども、私が言いたかったんは、発足当初の分では難視聴とかいろいろ事業効果が、私もゼロとか言ってるわけじゃないんですけども、あれだけ12億というたら、もう12億、13億というたらすごい竹原市としては巨額な金額を投資しているわけですから、いろんな補助もあるんでしょうけども。そういう巨額の投資の分で、端的に言えば3割ぐらいしかメリットがないというたらおかしいけど、ということを書いたかって、本来よそのいろんな自治体はこの光ケーブルなら光ケーブルを利用して、例えば災害の分で活用するために、多分補助金がもらえるんじゃないかなと思うたりしたんですが、今の民営の運営でそれが可能かどうか検討も要るんでしょうけど、例えば光ケーブルを災害用の分に使うとして、全部世帯普及するというんか、テレビとかそこらはあれか知らんが、例えば災害用の分で全部つないで、運営管理がどうなるんかあれですけども、そうすれば12億、13億って基盤整備した、税金投入した分が、それは災害とかいろんなところから始めるという分で補助金もらえば有利にできるのかなという思いがあれば、そういうことが可能ならば需要効果というんが、全世帯へ災害、情報なんか提供できるということになれば、3割しかないよという事業効果の見方よりは全体の分のいろんな緊急とか災害に提供できるということも、事業効果という言い方がいいかどうかは別として、そういう一つの見方としては全世帯つないで、災害用につないで100%の情報提供を世帯に提供できるというのは最も事業効果もすぐれているし、3割しかないよという公平感もなくなるんじゃないかなというんがあって、そこらの検討がせつかくですからできないかなということがあるし、事業効果はその方が高くなるということについてお尋ねをしておきたいなというんと。

それからあとは、最後のNPOの関係の分で、数値の分はいいんですけども、私が記

憶の範囲でいえば、例えばNPO法人で、あこで地域の人が協議してやってるのは知ってるんですけども、しかしいろんな地元の、あの駅をどう活用するかというんでいろいろ整備されて頑張っておられるというのは敬意を表するんですが、市としてもう少し地域の方々に応えるような支援ができないのかなということを書いたかって、さっき言った、端的に言えば切符の売りの収益なんかも全体のNPO法人の中のというふうの前に記憶してましたから、それが違うなら違うと言ってもらえばいいんですけども、そういうNPO法人としてはいろんな切符売りの収入が入るといのは事実なんですけども、その分が入ったから市としての支援がそれだけ減らせるよということじゃなくて、そういう地域の福祉を一生懸命やっておられるんだから、もう少し市の方が支援すれば人をもう一人増やせるよとか福祉の方に貢献できるよとかというようなプラスアルファもできるわけですから、そういった本来の支援措置をやって、あとは事業収益が入っておって、もうちょっとプラスの充実したサービスができるよということならいいんですけども、そうじゃなくて私の見方の分は、切符の分の収益があるから、本来こっちが出す分を少しでも減らせるよということになってはいないのかということを書いたかって、その見解だけでもお願いしたいなど。

委員長（道法知江君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 定員管理の御質問を頂きました。

定員管理の最終目標、職員数255名でございます。27年度4月1日現在で261名という状況になっております。

なお、御質問頂いた各課ごとですが、これは定員管理計画の中にも各課ごとのというものは出しておりません。よろしくお願い致します。

この定員管理ですけれども、255という中に目標を立てておりますけど、これもかなり前の立てた数字でございます。その間、全国では市町村合併が進むであるとか事務移譲、権限移譲等、スタート当初に想定してなかったようなものもどんどん起きておるとい状況です。そういった中で、先ほどの1回目の質問に頂きましたように、年休の取得率が少ないではないか、時間外が多いではないか、そういったものも出てきております。これは、この2点が何か相反するような形になっておってなかなか人事担当としても苦しいところがあるんですけども、定員管理計画も達成しなければならないし、年休取得、時間外の軽減も努めていかなければならないということがありますが、定員管理計画、目標は目標としてありますので、こちらについては目標に向かっていくのはもちろんですけれ

ども、昨今の我々を取り巻く状況も考えながら柔軟に対応していかなければならないかなということも考えております。

2点目の質問ですが、タネットの質問を頂きました。委員さん御指摘頂きましたように、災害の連絡網等に使えないかということですが、この分、平成27年度、28年度の予算をもちまして一部整備することと致しております。

内容ですが、市内21カ所にサイレンを設けるということ、それから公共施設45カ所に対して告知端末、公民館であるとか学校、避難所等になっているところに端末を設けるという作業を行っております。現在プロポーザルによりまして業者を決定致しました。今年度中に設計を行い、来年度工事を行うということでございます。この告知端末、それからサイレン等につきましては、光ケーブル、これを活用した整備ということになっております。委員さんが御指摘頂きましたように、最終的に目標としてるところは各家庭に引き込むということなんですけど、現在のところ、今回の27年、28年の工事ではそこまではいっておりません。ただし、設計の段階で、将来的には全戸に引けるような設計を行っておくという状況です。これにつきまして、例えば全戸に告知端末を配付するというになると、これは公的な支出ということになると膨大な金額になりますし、じゃあこれを個人で負担するかということになりますけれども、いろんなケースがあると思います。各自自治体を参考に見ても、公費で負担するところ、それぞれ個人の負担するところとかいろいろありますが、これにつきましては今後いろんな事例を参考にしながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

委員長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 済みません。今の光ケーブルに関わっての質問の御趣旨が、我々の説明不足もあるのかもしれませんが、まずこの高速通信網、光ケーブルは公設でございます。ですから、3割しか効果がないというのは、これはあくまでもタネットの事業、民間、公設民営の民営の部分のことを委員おっしゃってるんであって、我々としては市内全域に、先ほど総務課長が申しましたように難視聴ゼロ、それから高速通信網、いわゆるブロードバンドの難地域のゼロを目指して整備をしたのが十数億円ということで、タネットのためにやったということではなくて、あくまでも市内に高速通信網を整備をしたということがまず事業であります。そのゼロ地域にしたという、それがまず成果があって、その次のステップとして、先ほど総務課長が言いました災害時等、緊急時等の告知設

備端末、これを今後、我々はこれは公共として今度整備していくということで、あくまでも高速光回線は公設のものを、我々がそれを今度どう有効に活用していくかという部分もごございますので、民間と公共の部分というのを一緒にして事業効果ということではないということをお理解まず頂きたいと思えます。

以上でございます。

委員長（道法知江君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 先ほどの御質問につきまして御説明申し上げます。

忠海駅における切符販売業務につきましては、ここの中で適切な金額を指定管理料として計上しております。また、その部分につきましては、切符販売手数料の部分その指定管理者の方に全額渡るようになさせていただきます。あくまで福祉の事業としては、また別というふうにお考えしております。

また、この駅の切符販売の業務につきましては、例えば安芸津でありましたり、また広の方でも同じようなことがあるかというふうにお伺いしております。その切符販売手数料を他の業務に流用しているかどうかという部分につきましては、今後どのような形で行われるのか調査をしていきたいと、このようにお考えしております。

以上です。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） さっきの忠海駅の分で、調査というよりは収支報告を見たら、切符の収益なんかもそこの中に入るとして収支がゼロになると、プラス・マイナス。ということで、私が言いたかったんは、切符販売の収益がそこに入ってその運営の事業になっておるわけだけでも、だから使い方は、それはいろんな法人として何かに使うわけでしょうから、その収益が入っているんな、どこへ使いましたよというあれがついてるわけじゃないからわからんのでしょけれども、私が言いたいことは、本来は極端に言ったら切符事業の分が別として、福祉の分なら福祉のいろんな事業をやっておられるわけだからそれぞれの積算の分の計算をされてるんでしょけれども、結果として事業をやった分が、いろいろ市として計算した分が、収益の分が減らしてこうなってるんじゃないかなというんが気になったもんで、そうならないように、本来事業をいろいろサービスを充実させるというんか、そのために役立ててもらうためには、本来組み込んだらこれだけ市の方の支出が減るわけですから、理屈上は。だから、そういうことよりはという意味で指摘をさせてもらいました。

それから、タネットの活用というんが今部長の考え方と違うんだけれども、公的な整備してるんは12, 3億やったというのはみんな知ってるわけであって、たまたまその運営の仕方を民営化にしようということで確かに安くできるじゃないですか。だから、私もいろいろ意見を持ってますけども、1つはそういう公設で整備した分で運用としては民間が運用してるよと。それで、公設で整備したけども、実際タネットで接続しているんは3割弱ですよということで、あと7割の人なんかそういう益を受けてないという面では、確かに難視聴の分の解消とか、そういう光ケーブルの接続の分とかといういろんな部分はあるんでしょうけども、現実問題は世帯数の3割しか接続してない、あってその中に、3割の中に難視聴とかいろいろ解消はしとるんでしょうけども、あと7割の人がメリットを受けてないといいますか、極端に言うたら。そういう面では、さっき言ったどういうふうにやるかという面で災害対策も早急にやってほしいなという面で指摘をしました。

それで、最後の確認は、災害対策、私が聞いてたんは、災害対策の方もやれば公立の補助といいますか、極端に言ったら市の方が余り負担がなくてできるんかなという、よその視察へ行った時に前に聞いたことがあったんで。だから、そこなんかを、今すぐできるというのは返事ができればしてもらいたいけども、そういう災害対策の分で国の補助が物すごく高い、今回竹原市がやったような9割近くの補助が出るような高率補助があるんかどうかは知りませんが、そういう高率補助で災害対策用の全部を設置できるというんがあるんかなという記憶があったから、それがあれば早急に接続して災害対策の分で各戸にできないんかなということを申し上げたんで、高率補助がないとか今厳しい状況があるというんならいろいろ研究も要るでしょうけども、段階的に接続してもらおうという、いろんな手法があるでしょうけれども、高率補助があるんかないんかというのが最終的に確認しておければ。

委員長（道法知江君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 補助金については、直接の補助金はなかったと記憶致してま
す。ただし、起債の借入を行います。これに対する交付税算入は認識致しております。

以上です。

委員長（道法知江君） ほかの委員の皆様からありますか。

今田委員。

委員（今田佳男君） 110ページはいいんですね。

顧問弁護士委託料86万4,000円、これ今年の予算も同じ金額がたしか計上されて

る。111ページ、下から2番目、顧問弁護士委託料。これ余談ですけど、今年予算でも全く同じ金額が計上されてる。相談、これはおそらく月額幾らで年間幾らという計算だとは思いますが、相談をされたような事例があるか。それから、例えば相談によっては割り増しというたらあれですけど、相談内容によってはそれなりのあれが要るのかと、どういう契約になっているのかというのが1つと、相談された事例があるのかというのが、お答えして頂ける範囲でお答え頂いて。

それからさっき、これも話が戻るわけではないんですけども、債権、換価の問題とかというお話も出ましたんで、そういったところで弁護士と相談されたようなことがあるか、徴税で換価処分とかとなってくると、おそらく弁護士なんか絡んでくるんじゃないかというふうなことです。

それから、123ページの、これ中身がわからんから中身だけ教えて頂いたらと思うんですけども、123ページの上から2番目、14番の土地借り上げ料207万1,260円。

これは違う、ごめんなさい、じゃあこれはなしで。今の顧問弁護士の中身だけ。

委員長（道法知江君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 111ページの顧問弁護士の委託料ということですが、これは月額7万2,000円、これは12カ月ということで、これは弁護士会の料金になってます。割り増し料金等があるかという話ですけど、実際に訴訟になった場合は実費等を上乗せするもので、その場合は割り増しがあります。

相談につきましては、これは一応行っております。例えば我々も、広島なんですけれども弁護士さんの事務所の方へ出向いていたりとか、電話やファックス等、メール等でやりとりをしています。ということで、これはどちらの担当課につきましても、一応弁護士さんに相談しているという状況でございます。その中で、滞納整理につきましてどうかということなんです、これについては特にはないと思います。

委員長（道法知江君） 今田委員。

委員（今田佳男君） 結果的には、よその徴収の担当の方も、結局弁護士に頼むとお金かかるから自分で全部裁判の関係やったりしてるという話もあつたりしたんでどうかなと思っただけで、実際そういう相談がないということ、それで結構です。

委員長（道法知江君） 今の答弁ですか。

議会事務局主事（前本憲男君） 前の答弁で。

委員長（道法知江君） 前の答弁。

企画政策課長，松本委員の答弁ですか。

企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 済みません，御回答が遅くなりました。

生活バス路線維持費補助金につきまして御説明をさせていただきます。

現在補助しておりますのは，8路線となっております。総額は，2，217万9，542円となっております。個別に申しますと，西条駅前から竹原駅まで442万3，000円，竹原駅から吉名を經由しまして安芸津駅に出ます路線が195万8，269円，そして竹原駅から安芸津を經由し，西条駅に出る路線275万8，273円，そして三原営業所から中通までのバス路線173万4，000円，そして竹原駅から新庄を經由しまして中田万里まで参ります路線が206万4，000円，そして竹原駅，新庄経由かんぼの宿まで，これが338万円，そして竹原駅からフェリー乗り場まで198万円，そして中通からフェリー前までが388万2，000円となっております。

乗車率という部分につきましては，なかなか業者の方と，これは確認をしてみないとわからないんですが，乗車密度，また平均賃率とかこういう部分でしたら御説明できるんですけれども，それでもよろしければ。

そうしますと，ちょっとお待ちください。

まず，西条駅前から竹原までの乗車密度でいきますと3.3人，1便当たりどのくらい乗っているかという密度です。そして，続きまして竹原から安芸津まで出る便ですけれども，これが乗車密度1.7人です。続いて，竹原駅から西条駅前まで出るものが2.6人，往復の部分を含めると2.1人です。失礼しました，2.1人です。そして，三原になりますけれども，これが4.5人です。竹原中田万里までは0.7人，そして竹原かんぼの駅前までが1.2人，竹原駅からフェリー前までが0.5人，中通からフェリー前までが1.8人，このようになっております。

事業効果の部分につきましては，今乗車密度を御説明しましたが，数字的によくないというふうには認識をしております。しかしながら，少数の方であったとしても，公共交通機関は地域の維持をするという部分については重要であると考えております。少数の人数であったとしても，一定の効果はあったのではないかというふうに認識しております。

以上です。

委員長（道法知江君） 竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） 私は、123ページの住民協働支援事業です。これ、予算措置が随分されてる割には……。

委員長（道法知江君） これ違う。

議会事務局主事（前本憲男君） 済みません、これの、総務課は番号どおりに書いてある分だけですので。

委員（竹橋和彦君） そうですか。済みません、わかりました。

委員長（道法知江君） 井上委員。

委員（井上美津子君） まず、111ページの総務課第4、総務課一般事務に要する経費の中に、予算措置としては優待規程第3条に基づく記念品料、優待規程第6条に基づく記念品料というのが入っております。このたびは、ここに上がってないということは誰もいっらっしゃらなかったということなんでしょうか。それとも、その規程がなくなったということなんでしょうか。ちなみに、25年度は3条のところは5,000円の予算措置で1万1,020円、6条のところは4万3,000円の予算措置で9,440円の執行になっておりました。それをお聞かせください。

それから、今松本委員さんの方からも出てたんですけども、115ページの生活バス路線っていうのと、その下の事業、交通活性化事業の補助金として上げられているんですけども、先ほどかなりの金額が、多分芸陽バスさんの方になると思うんですけども、そちらの方に出されているということで、毎年ちょっとずつでも増えてるという状況で、去年も質問の時に言わせて頂いたんですけども、足としては絶対に確保しないといけないものだと思いますが、本当にそれを出していただければいいのかって言われたら、多分そうじゃないところも考えていかないといけない施策の一つではないかと思うんです。もっと、例えば福祉バスなんかすごい稼働率がいいと思うんです、週に1回だと思んですけども、そういうフィーダー交通のような状態の部分も考えていかないといけないところが出てくるのではないかというような考え方もありますので、そういうところをお聞かせ頂きたいかなと思います。

131ページの諸費の中の各種負担金、補助金等に要する経費の中の最後の131ページの一番上で広島空港整備事業費負担金というのがありますが、これの内訳というか、内容を教えて頂きたいと思います。

それから、135ページの先ほどの地域情報化に要する経費ではあるんですけども、その下のところの共聴施設撤去費補助金というところの内訳を教えてください。

よろしくお願ひ致します。

委員長（道法知江君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） まず、1点目ですが、111ページの優待規程がないということなんですが、これは対象ございました。ただ、今回大変申し訳ないんですが、物を把握してないんですけども、その対象者に贈った記念品を買った時に、性格上消耗品の方に近かったということで、そちらの方で支出をさせて頂きました。これについて、まだ説明が足りなかったんですが、こういった形で対応しております。対象者はいらっしゃったという状況でございます。

以上です。

委員長（道法知江君） 公共交通。

企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 井上委員の御質問につきまして御説明させていただきます。

確かに芸陽バスさんに対する補助につきましては、多額な補助になってきているという部分については認識をしておりますし、またいろんな形があるという部分につきましては、各自治体、いろいろ先進事例があるというふうに伺っております。今現在竹原市におきましては、都市マスタープランに基づきまして立地適正化計画を策定をしております。この立地適正化計画というのは、大きく言いますと竹原市のまちづくりの観点からどういうふうにエリアごとにゾーニングをしていくかという、その立地のまちづくりのあり方の計画づくりとなっております。まちづくりのあり方の中には、井上委員も御指摘のとおり、市民に対して重要である公共交通機関につきましても、どのような形で公共交通網を形成をしていくかという公共交通網計画もあわせて策定を進めているところでございます。ですので、27年度、28年度にかけまして検討をしていくこととなっております。フィーダーバスや、またどのような形の公共交通のあり方があるかという部分につきましては、当然公共交通というのは行政だけでできることではございませんので、関係企業、また関係団体、地域の方も踏まえまして、いろいろと御意見を聞いた中でこの公共交通網計画をつくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（道法知江君） 空港。

総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 135ページの諸費、共聴施設撤去費補助金でございますけれ

ども、これは地域でいいますと忠海中町になります。アナログ放送の時代から、難視聴地域ではこのような組合をつくられて、アンテナであるとかケーブルを整備されておりました。今回光ケーブルが通ったということで、そちらの方を利用されるということで、アナログ放送時代の共聴組合が必要なくなったということで、従前よりこういった組合が撤去される場合にはその経費を補助しておったという状況でございます。

以上です。

委員長（道法知江君） 井上委員、もう一つ空港の答弁が。

企画政策課長（松崎博幸君） ちょっと調べて。

委員長（道法知江君） 井上委員。

委員（井上美津子君） ありがとうございます。

先ほどの優待の部分が消耗品の方に入ったということなんですけども、そういうふうに変わっていくっていうものもあるとは思いますが、ここに上げたっていう、予算に上げた以上はそれを執行していくのが建前であると思うので、そこら辺はまた次期の時には考えて頂きたいと思います。

済みません、これは何人ぐらいいらっしゃったんでしょうか。申し訳ない、表彰。

総務課長（塚原一俊君） また後ほど。

委員（井上美津子君） 済みません。

それでは、続いて、ごめんなさい。

委員長（道法知江君） 公共交通ですか。

委員（井上美津子君） はいじゃあ、済みません。

委員長（道法知江君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 広島空港整備事業費負担金につきまして御説明申し上げます。

これにつきましては、公益財団法人広島県市町村振興協会の要項をもとに、その空港整備の事業負担に係る負担金を支出するものでございます。これは各市町村で、広島空港の整備につきまして人口割合に基づいて支出をする竹原市の負担金額となっております。

御説明は以上になります。

委員長（道法知江君） 井上委員。

委員（井上美津子君） ありがとうございます。

先ほどの途中だったので申し訳ないんですけども、先ほどは立地の方の適正化計画とい

うことで、今から策定をされていくということでありまして、生活バス路線っていうものに関して、公共交通全般として特に北部とか、吉名でも海側の方とか、そういう交通網に結節点がないところっていうところはしっかりと対応していかないといけないと思うので、そこら辺は地元の声っていうんですか、そういうものを聞きながら策定に携わって頂きたいと思うんですが。これからもその策定に基づいていろんな施策をとっていかれると思うんですが、住民側の立場に立ったものができてほしいなと思うんで、皆さん机上の空論ではないんですけども、そういうことにならないように対応して頂きたいと思います。それについては皆さんでしっかりと練って頂いて策定をして頂き、それに基づいて計画を立てて実行して頂きたいと、そういうふうに思います。毎年のことながら、私も公共交通、生活バスに関しては質問させて頂いてるんですけども、金額云々かんぬんではなく施策だと思しますので、そこら辺よろしくお願い致します。

先ほどの空港の件なんですけども、人口割合ということでこの金額になりましたということなんですけども、私らも空港の方へ、これは防災の方で行かせて頂いたんですけども、そういうところの多分金額じゃないかと思うんですけども、こういう整備というものは市町だけでというんですか、そういうもんでなくて住民も一緒に、これは確かに市から出さないといけないお金だとは思いますが、そういう市民の方にもこういうお金が出てるんだから、ちゃんと空港なりいろんな設備というのを行って話を聞くという、そういう防災対策っていうんですか、そういう1つのあれにもなってくるとは思うんですが、整備費に対してはもっとお金を出すっていうわけではないんですけども、皆さんで計画的に事業を進めてほしいかなとは思ってるところです。これはもうあれはいいです。済みません。

それから、難視聴のところの施設の撤去というところなんですけども、ほかにもたくさんあるんですか、まだ残ってるところは。済みません。この情報化で、かなり共聴組合があったと思うんですが、それで大分、ほとんどがなくなってるんじゃないかと思うんですが。多少残っているところはあろうと思うんですが、そこでまだ撤去しないといけないようなところはまだ残ってるのか、御存知であればよろしく申し上げます。

委員長（道法知江君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） ゼロになったとは聞いておりません。まだあると思いますが、もう既に使用はされてないと思います。全て光ケーブルにつながれたということですが、施設が残っておるところはあると思います。これにつきましては、今後地元の方でそのよう

な撤去をされる場合は、これまでと同様に補助は続けていくという状況でございます。

以上です。

委員長（道法知江君） よろしいですか。

ほかに。

副委員長。

副委員長（堀越賢二君） 109ページの、先ほども出ました宿直の件なんですけど、こちらは現在シルバーさんの方から2名ということで対応して頂いていると思います。先日の配水池における侵入者の時においても、夕方から出入りをする方がたくさんおられたかと思うんですけど、この契約自体がマンネリになっていないのか、予算が2名分ということではありますけど、昨年よりも少しアップしておりますし、600万円ということで出ておりますので、しっかりと委託契約の中においても内容の確認等、その徹底をして頂く。とにかくマンネリになっていないかということ、こちらの方はきちんと対応をして頂きたいと思います。現在もされているとは思いますが、より一層の徹底をして頂きたいと思っておりますので、そちらの方をお願いさせていただきます。

あとは、115ページの公共交通の部分でバスロケーションシステムについて、少し詳しく教えて頂ければと思います。

以上です。

委員長（道法知江君） 2点ですね。

副委員長（堀越賢二君） はい。

委員長（道法知江君） 宿直。

総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 宿直ですが、夜間及び休日に2名で手当をしております。これは6名でローテを組んで、2名ずつで組んでおるということでございます。去年も御指摘を頂いたところなんですけど、いろんな意味で竹原市の窓口になる部分でございますので、そういったところでの、例えば電話の対応であるとか、そういった接客についても徹底するようにということで御指摘を頂いております。その後、シルバーの方とも話をしまして、そういったことに努めていっておるという状況でございます。

今後につきましても、先ほど申しましたとおり竹原市の窓口になりますので、協議をしながら、じゃあ住民のサービスに答えられるように協議をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

企画政策課長（松崎博幸君） バスロケーションシステムの流れにつきましては確認しております。

委員長（道法知江君） はい。

ほかの委員の皆様は、総務費に関してはいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） それでは、徴税費、136ページから139ページに移りたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようですので、選挙費に移ります。

140ページから149ページでございます。

昨年はそれぞれ選挙ございましたので、よろしいですか。

選挙費よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） 148ページから151ページの統計調査費。

ないようでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようですので、監査委員費、150ページから151ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようですので、消防費に移ります。

282ページからになります。282ページから287ページまでの消防費。

松本委員。

委員（松本 進君） 確認したいんですけども、1つは283ページの常備消防費で4億3,500万円余り予算措置がありますけれども、ここの中の人件費といいますか、人数といいますか、これを教えて頂きたいのと、その人件費の金額、それと増減は、過去何年間人が増えて人件費も増えてるよというような増減の分があれば何人増えてというのを教えて頂ければということで、この常備消防に関わる人件費の人数、その金額をお願いしたいと思います。

それともう一つは、その同じページの消防団員の報酬ということで、137万円余り決算が終わっておりますけれども、消防団員のいろいろ充足率を聞きたいんですが、確かに

大変いろいろ御苦勞されてると思うんですけど。ですから、この消防団員の金額は、こういう報酬は書いてありますけれども、各分団の定数に対する充足率といいますか、それでその対策といいますか、充足してないように記憶してるもんですからその対策なんかを、効果といいますか、そのことについてお聞きしたいと。

それから3点目は、次の285ページで消防施設整備費というんがあって、修繕料とかの、消火栓というのがあるんですが、防火水槽の分はここで聞いていいんかどうかちょっとわかりませんが、ここの中に入れば修繕料か、下の消火栓のとも違うんかなという思いがしたので。要するに、消防施設整備で、この決算年度で竹原市の防火槽の整備率といいますか、いろんな耐震化ということも、耐震化にしてくれということもあると思うんですけども、そこらの兼ね合いで防火槽の整備状況といいますか、何カ所とか、こういう、まだ要望があるけども整備されてないよということを含めた整備率といいますか、何カ所竹原市としては設置しなくてはいけないけれども、今これだけできてるとか。あと、耐震化の分がわかれば、その内容もお尋ねしておきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（道法知江君） 3点。

総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 283ページの常備消防に関する委託料でございますけども、人件費の割合については、後ほどお答えさせていただきます。

増減ですけれども、ここ26年度につきましては4億3,570万円ということですが、昨年は7億2,740万円ということでした。24年につきましては、4億5,000万円ということで推移しております。この増減部分、これは毎年あるんですけども、例えば平成25年度におきましては、消防通信に関する部分、常備に関する通信部分のデジタル化を2市1町で行いました。これに係る経費が約2億8,000万円ほどございました。こういった投資的経費が大きいということ、そして消防車両、これは計画的に購入しておりますが、通常のポンプ車等と違いまして、平成25年度は約1億2,000万円、はしご車を買いかえたといったことで、平成25年度については今年よりも約3億円ほど大きいということになっております。したがって、ここの常備消防の委託料につきましては、その年の装備であるとかそういった整備状況によって大きく変わってくるというものでございます。

人件費につきましては、後ほど御説明致します。

次に、団員ですけれども、団員につきましては条例定数430でございますけれども、現在400を切っておる状態ということになっております。地元いらっしゃる方なかなか集まりにくいということが現実です。消防団の活動、我々も広報等しておりますが、実際には消防団員同士、あるいは地域の皆さんでの声かけという状況が主な活動、勧誘という活動になっております。そこら辺につきましては、消防団等と協議をしながら地元の皆さんに声をかけて頂いてということで、常日ごろからそのような情宣活動を行っております。今後につきましても、いろんな手法を使いながら消防団の充足に努めていきたいと考えております。

防火水槽ですけれども、これだけなければいけないということは、防火水槽の場合はございません。防火水槽がある地域もありますし、例えば近くに賀茂川であるとかそういったものが、近くに川がある、あるいは小学校、中学校等にプールがあると、そういったものを含めまして、その地域に防火水槽が必要かということを経営的に判断しておりますが、現在のところこれ以上の防火水槽の設置の要望等はございません。

あと、耐震ですけれども、これは数年前から実施致しております。地下式のタンクですが、これが耐震用の防火水槽ということになっております。これにつきましては、現在4基設置を致しました。27年度予算におきましては、東野地区に市内で5基目の耐震性能を備えた地下式の防火水槽を設置するというので、現在作業を進めているという状況でございます。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） 団員の充足率は割と高いんですが、定員に対して。年齢構成とかは、5年先、10年先まで言うていいんかどうかならんど。

委員長（道法知江君） さっき充足率って言ったよ。

委員（松本 進君） その年齢構成、そこらが高いんじゃないかなという推測はするんですけども、さっき、定員に対する充足率は93%ぐらいになりますけれども、その年齢構成とか5年先とかという将来展望なんかを含めた団員の確保というんですか、そこらがどうかなというんが聞いておきたいというふうに思います。

委員長（道法知江君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 年齢構成ですが、今年定年が、約60ぐらいまであるんですけども、恐らく50過ぎたあたりから役職についていらっしゃる方々は皆さんやめていかれる方が多いのではないかなというイメージがあります。部長であるとか副分団長、そ

ういったところにいらっしゃる方はそのまま残られますが、それ以外の方は50ぐらいでおやめになって若い方に譲られるということで、20代、30代の方も結構いらっしゃるということで、ある程度ピラミッド型の年齢構成になっているのではないかと考えております。

御指摘頂いたとおり、この消防団の団員の確保というのが大変難しいものがあります。時代背景もかなり変わってきたところもありますし、なかなか加入して頂けないというのが現実でございます。今後もそういった背景がある中でも、いろんな、先ほど言いました地域での声かけ、これを中心に充足を図っていきたいと考えております。

委員長（道法知江君） よろしいですか。

常備消防の人件費は、後ほど資料ということでよろしいですか。

はい。

ほかに、ほかの委員の皆様、よろしいでしょうか。

井上委員。

委員（井上美津子君） 285ページの防災情報発信事業委託料っていうところですけども、メール配信サービスなんですけど、今どれぐらいの件数になってるのか、これの今効果はどれぐらいになっているのかっていうのを教えて頂きたい。

委員長（道法知江君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 防災情報発信、防災メールの件でございます。

これは8月末で890件だったと認識致しております。

委員長（道法知江君） 井上委員。

委員（井上美津子君） 多分これ、3月の予算の時だったと思うんですけど、533とおっしゃったと思うんですけど、私のが違うのか、去年のかもしれないですけども、890件ということでだんだんと増えている。予算的には50万円が51万3,000円ということだということで、増えてるという状況はわかると思います。防災情報ですから多くの方に利用して頂くっていうのが建前だと思うので、これも啓発等により皆さんに知って頂き、またメールに入れて頂いてその情報を得ることができるというメリットはあると思いますので、啓発等を一生懸命やって頂きたいなと思うんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

委員長（道法知江君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 先ほど委員がおっしゃいました五百数十件というのは、おそら

く26年4月1日の段階だと思います。その後、ちょうどいろんな土砂災害があったりということで、出前講座ということで我々も防災関係で地域へ出向いたり、また企業の方にも協力をお願いしました。そういった中で、その都度防災メールの紹介をさせて頂き、企業様の方にもお願いをする中で、そういった形で300件、1年半でございますが増えたという状況でございます。これは、人口からいってもまだまだ少ない状況です。もう1,000件もいってないというのはなかなか少ないんですが、たちまちもこの現数については同じような人口比率でしかないので、なかなか広げるのは難しいのかとは思いますが、例えばこの家族の方が、1人の方が加入されているよりも皆さんが加入して頂いておけば家族同士でもやりとりできます。お一人だけだと見落とした場合というのもありますので、今後は住民であるとか企業の皆様をお願いするとともに、御家族の中でも同じように登録をして頂いて件数を増やしていきたいなど、そういうふうに考えております。

以上です。

委員長（道法知江君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 御回答が遅くなりました。

バスロケーションシステム補助金のことにつきまして御説明させていただきます。

公益社団法人広島県バス協会の事業でございまして、これは県内の16市町が参加をして、例えばバス車両にGPS装置などをつけまして、それが利用者によって位置情報と、こういうものがリアルタイムにわかるような仕組みを導入をするものでございます。予算規模は、総事業費おおむね4億7,000万円で、竹原市の負担額としまして74万4,000円の事業執行となっております。この事業を活用しまして、結果としてどのようになったかという部分ですけれども、芸陽バスさんの全線110車両、ここにつきまして、携帯端末によってリアルタイムに、今バスがどのように来ているのかというのがウェブ上で確認ができるという仕組みになっております。

以上でございます。

委員長（道法知江君） 堀越副委員長、いいですか。質問はいいですか。

副委員長（堀越賢二君） はい、結構です。ありがとうございます。

委員長（道法知江君） ありがとうございます。

それでは、お時間も近いんですけども、ほかの公債費の質問はありますか。

338ページ、公債費。あります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） 予備費， 340ページの予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） ないようでしたら，特別会計の特会なんですけども，国民健康保険の特別会計に行きたいと思います。

松本委員。

委員（松本 進君） 歳入の方で，国保税の歳入の方で，ここでいいですか。

国保税の歳入はいいんでしょう。

さっき言った市税という分で質問した分と基本的には同じなんですけども，ここの資料を出してもらってるんですが，ここにもさっきと同じように市民税，固定資産税の分は言いましたから，国民健康保険税の資料要求しておりますけれども。

ここで，国保の滞納者のことで基本的にはさっきと同じ考えなんですけども，質問なんですけども，724人滞納者がおられて，100万円未満の分が全部で475人になって66%，約7割弱の方がそういった状況です。ここも予算特で生存権との関わりを言ってますから，さっきの市民税との関係でも一緒なんですけども，課税のルールから見たらすることは承知した上での質問なんですけども，現実に課税してルールに基づいてやるけども，こういった724人の方が滞納されたりして，そこの中の所得の状況を見ると，年間100万円未満の人が66%，7割弱の比率を占めてるわけです。ですから，ここはさっき言った差し押さえとかそういうことだけではもう限界が来てるんじゃないかなという思いがちょっとするんで，生存権のことはさっきと同じような言い方になるんか知らんけども，そういう憲法25条の生存権から見たら生活保護費というのはちゃんと決まってあって，それ以下ですから。それ以下の状況でこういう滞納が起こるといふこの実態をどう認識されてるんかなというのと，この対策が本当に，確かに滞納にならんようにきめ細かな対応なり相談とかというのは要るんですけども，もう毎回指摘している分でそういう状況が起こってるから，構造的にこういう，私は欠陥があるんじゃないかなという思いがするんですけども，単なる横着して滞納してるというだけは言い切れんと思うんですけど，その辺の見解だけを聞いておきたい。

委員長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 毎年御指摘を頂いておりますけれども，我々も毎年申し上げておりますように，この医療保険制度も，委員が引き合いに出されます生活保護の制度，この同じ社会保障制度の中の一つでございますけども，それぞれの制度で目的や理念は異なる

っているということで、我々としてはそういった同列で比較して評価するという事は困難ではなからうかという考えを持っております。それで、こうした考え方っていうのは全国どこの自治体も、滞納問題については収納率が現年分に比較して、竹原市で言いますと大体20%前後の滞繰分の収納率というのが上がっていかない状況。こうした状況も含めて、全国の自治体っていうのはその辺の課題認識というのはあると思います。現実的に今委員の御指摘の部分については、生活に困窮している方をどう救済していくのかという趣旨も含まれているというふうに認識をしますと、先ほど来から申し上げておりますように、納付は難しい方、納税が難しい方っていうのは、まずは納税相談という場面で家計の中身にも踏み込まなきゃいけないような相談も中にはあるとは聞いておりますし、まずは相談からその先が開けるということで、個別の生活実態というのをよくよく聞いた上で、その事情をお聞きする中で滞納処分の執行停止であるとか分納の相談、そういった個々に応じた対応をしていくというのが税務課としての適切な対応ではなからうかというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと数字上でわかれば。724世帯の滞納になつとるじゃないですか。これは加入者の何%になるかなというんで、わかれば教えてほしいんと、私は約19%か2割弱じゃったと思いますけども、だからそういう面でこの制度がこうあって、これが2割弱じゃと思いますけど、そこの関係で見ても構造的な何か問題があるんじゃないかなということの指摘もしたいし。ですからそこの、確かにいろんなよその自治体も一般財源からこうやるとか、もうやむを得なくそういうようなことをやって下げておるわけです、保険料を。それでもいろいろ、確かに滞納になっておるんですけども、ですから国の仕組みとかという分でしたら、そういうやったとしても2割弱の滞納せざるを得ないような実態がずっと恒常的に続いているということでは、もうこの制度そのものが問題があるんじゃないかなということで、ひとつ改めて、もう一回滞納の724は何世帯になる、何%になるかなと、加入者の、ということと。

その関連でここで聞いてもいいと思うんですが、基金の運用の仕方が、私の間違いなら訂正もらいたいけど、この25年度で値上げの関係で多分2億円だったかな、基金をそこに充てるというふうにしとったんが中止してるというんか、必要なくなってるんじゃないかなと、今数字がちょっと出てきませんが。そういうふうになれば私は値下げでもして

ほしいなというんがあったんだけど、医療費の高騰で、たしか2億円ぐらいだと思いますけど、基金から取り崩してそこへ充てると、それで充てたら値上げを抑えるということなんですけども、それはそれでいいんだけど、2億円そのものが医療費の高騰とか何かいろんな諸要因で要らんようになってるような措置じゃなかったかなというんが。間違ったら訂正してもらいたいし、私はそのように理解をしておいて。何でそういうふうに、2億円医療費で要らんようになったんなら値下げしてほしいなという、そこらも含めて運用の分が聞いてみたい。

委員長（道法知江君） お答えできますか。基金の運用。

総務部長（中川隆二君） 国保の被世帯数を今調査しています。

委員長（道法知江君） 加入世帯数、パーセント。

ほかに、国保の歳入、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） それでは、総務費、歳出。

委員の皆様はいいですか、よろしいですか。

昼から水道事業会計にするという……。

議会事務局主事（前本憲男君） 公共用地。

委員長（道法知江君） 公共用地先行取得事業特会もありました。403ページから408。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） では、昼から水道事業に入りたいというふうに思います。

総務部関係の審査につきましては、以上で終了致したいと思います。御苦労さまです。

それでは、昼からということで、水道事業の会計に移ります。

昼、13時からです。

午前11時59分 休憩

午後 0時58分 再開

委員長（道法知江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（塚原一俊君） それでは、遅くなって申し訳ございません。

質問に対してお答え致します。

まず、井上委員に対するお答えでございます。

ページ111ページ、総務費一般管理費のうち、総務課一般事務に要する経費でございますが、その中で職員、議員の優待規定に対する表彰のことでございました。支出見込みにつきましては、消耗品の中に溶け込んでおりますので、よろしくお願い致します。

この内容につきましては、まず議員におかれましては、勤続12年、20年、25年、30年が対象になります。職員においては、勤続20年、30年が対象になります。

まず、この26年度決算におきましては、議員におかれましては、在職12年が1名、在職20年が1名、計2名が対象となっております。

続きまして、職員でございますが、勤続20年が7名でございます。30年は対象ございませんでした。

優待規定に関しましては、以上でございます。

続きまして、消防費でございます。

松本委員から御質問頂きました、ページ283ページ、消防費のうち、目が常備消防費でございます。常備消防委託料、決算額4億3,575万1,732円のうち、人件費が幾らかというお尋ねでございました。竹原署、忠海分署、合わせまして46名の人件費、総額で3億4,320万2,136円、3億4,300万円でございます。どうぞよろしくお願い致します。

委員長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 引き続きまして、国保特会の国保税収入に関わっての松本委員からの御質問でございました。滞納世帯724に対して加入世帯数という御質問でございました。平成27年3月31日現在で4,585世帯、滞納世帯数は724世帯ということで、割合としては15.79%ということでございます。

以上でございます。

委員長（道法知江君） ありがとうございました。

松本委員もよろしいですね。

委員（松本 進君） はい、いいです。

委員長（道法知江君） ありがとうございました。

それでは、水道事業会計に行きたいと思えます。

公営企業部長。

公営企業部長（宮地憲二君） 委員の皆様におかれましては、早朝より大変お疲れのところと存じますが、ここから公営企業部の平成26年度竹原市水道事業の決算について、審

査のほどよろしくお願い致します。

委員長（道法知江君） それでは、水道事業会計に移ります。

別冊で全体で。別冊をごらんになって頂いてよろしいです。

松本委員。

委員（松本 進君） 1つは、25ページの受水費というのがあるんですが、県用水の受水費の分です。ここは、受水費の費用の構成比が支出の全体の23%余りというんで、大きな比重を占めているところなんですけど、前年比から見たら少し減ってますよね。だから、1つは減った分の要因で、多分人口減少とかというのいろいろ書いてますけども、そういったこの県用水の受水費が、金額でいえば前年比で146万1,000円ぐらいになろうかと思うんですが、その受水費の減となっておりますから、この理由と年間受水量、この26年度決算の受水量を参考に教えて頂ければなというふうに思います。

それとあと、この経費の関わりもあるんですが、竹原市の県用水以外で各ポンプ場があって、そこから取水してますけども、大ざっぱでいいんですが、全体的な各ポンプ場合合わせた給水能力という言い方がいいんか、揚水能力といいますか、くみ上げることができる能力と実際の稼働といいますか、給水量といいますか。要するに、100%能力いっぱいくみ上げた場合は、井戸のあれがメインといたらおかしいけど、潰れるとかというのがあって、それは100%能力があってもくみ出せないというのは私も承知してるんですけど、それが目いっぱいくんだ場合の能力は100として、今どういった状態で何%のゆとりといいますか、限界に対して安全値があるはずなんですけど、くみ上げてるんかなということ、量とどのぐらいの能力の安全値で給水されてるんかなということをお尋ねしたいのと。

それから3点目は、これは38ページの企業明細のことで、これは前にも何回か聞いてるんですが、資金運用のことで。要するに、こういう借入れをして、こういった今一番高い分が旧公営企業公庫の6.65というんがありますけども、ですから前、いろいろ何回か低金利に借りかえてその差をやるっていうんが、普通の企業会計ではそれをやるはずなんですけども、国との関係があつていろいろ約束事があるんでしょうけども、実際これだけ金利が、6.65とかというんが一番高くなるかと思うんですが、最近の分というたら1.1ですからもう差が物すごいあつて金利負担が水道事業に反映するわけですから、いろんな国とのしがらみがあるんでしょうけれども、本来市中銀行から低利で借りかえて早う返すというんが、普通のローンの返済を含めて考え方そうなんですけど、企業会

計だったらなおさらそういうことの努力をやらないといけないけれども、だから国がいろいろ縛ってくるよと、だめよと言ってくるよということだけが、わかりましたというばかりがいいことはないと思うんです。ですから、いろいろみんなが声を上げていけば、ほいじゃあ6%以上とか5%以上は早う借りかえて返してもいいよということになるし、以前はそういう分では、借りかえてやった場合は数千万円安くなってるというんが過去ありましたから、その取組の状況とといいますか、要するに1. 何ぼの安い分に借りかえて、高利の6.65とかその一番高い分が38ページにあるわけですけども、これは誰が考えてもおかしいわけですから、そこを何とか運用の分で努力できないのかなと、どういう取組されてるのかなということをお尋ねしておきたいと。

委員長（道法知江君） 上下水道課長。

上下水道課長（木村忠志君） まず1点目は、県用水の受水量の件だったと思いますが、県用水につきましては、日量当たりが約6,400トン掛けることの31掛けることの12カ月で年間水量を契約しております。

委員（松本 進君） 6,400トン掛け……。

上下水道課長（木村忠志君） だから、6,500掛けるの12。

委員（松本 進君） 6,400じゃろ、1日6,400掛け12掛け……。

上下水道課長（木村忠志君） ごめんなさい。6,400掛け31掛け12です、年間の365日、受水しております。

27年度につきましては、トータルで140万6,172立米を予定しております。

委員（松本 進君） 2つ目は、この146万1,000円、これ何。これは金額の分でやっとなるけど、減った理由は。

委員長（道法知江君） 受水費の減の理由。

委員（松本 進君） 受水費は、25ページのところを見たら、受水費が前年度と比べたら146万1,000円ぐらい減ってますよね。水の量は減ったんでしょうけども、その減った理由はどういう理由なんか何か関係があるのかなと。

委員長（道法知江君） 上下水道課長。

上下水道課長（木村忠志君） 受水量の上限ですが、25年から26年が減ってるのと、100幾ら減ってるということですが、企業におきましては、例えばA企業は増量、B企業は減量とかということがございまして、毎年増減はございます。その内訳と致しましては、今資料ございませんが、そういったことで年度によって流量が異なっております。

委員長（道法知江君） 汲み上げ能力について。

上下水道課長（木村忠志君） 能力的には、竹原市自己水源の容量につきましては、中通水系、成井水系、福田水系、東野水系、末友水系ございまして、全体で26年度は465万8,508立米を取水しております。県用水につきましては、26年度は年間当たり141万6,828立米を受水しております。

委員長（道法知江君） あと、資金の利率。

委員（松本 進君） 県用水が141万6,828立米あって、わしが言っとるのはこれでええんかいのう、わしが言いたいのは県用水を除いた自己水源があるじゃないですか。それで、今自己水源の平成26年度の給水量というのは465万立米じゃろ。それと、私が言ったのもう一個、ポンプ場の能力があるよね。だから、全部をくみ上げたら目が詰まって潰れるからというんだけど、だからそこまでなってないから、例えば中通の100は能力があって、その80とか90とかというところの余裕を持ってやらないと、潰れたらですね。だから、その能力が何ぼで、もうじゃあ全体の能力は何ぼかということよね。こっちは今、給水した分は465万立米にしとるから、全体の能力としてはどのぐらいあるのかなという答えをお願いします。

委員長（道法知江君） 上下水道課長。

上下水道課長（木村忠志君） 能力につきましては、ページ45ページに水源地別年間給水量というのがございまして、中通水源地におきましては、日当たり5,180立米、東上条で2,210トンということで水源を持っております。成井では、日当たり東野水源から1,190トン、第1上条から3,520トン、第2上条から3,520トンで、以上で。福田水源地につきましては、公称能力が、堂沖水源地1,150トン、宮脇水源450トンでございます、日当たり。と、東野水源地につきましては、日当たり2,000トンです。末友水源地におきましては、末友水源地が600トン、地方水源地が400トンで、年間の給水量につきましては、中通水源地におきましては121万9,365立米、成井浄水場におきましては240万8,310立米、福田水源地におきましては25万5,406立米、東野水源地におきましては61万5,407立米、末友水源地におきましては16万20立米で、県用水につきましては、西町と吉名の浦尻と大井の受水箇所がありまして、公称能力が、西町につきましては3,657立米、浦尻につきましては198立米、大井につきましては27立米ということで、年間1日平均給水量につきましては、中通水源地が3,341トン、成井浄水場が6,598トン、福田水源地につきまし

ては700トンと、東野水源地につきましては1,686トン、末友水源地につきましては738トンという形になっております。

全体的に、県用水の受水の割合につきましては46ページの下に水源地別の給水量がございまして、総給水量の全体は607万5,336立米のうちの県用水受水については141万6,828立米で、全体的に言いますと23.3%になっております。

委員長（道法知江君） 企業債明細の利率、資金運用。

公営企業部長。

公営企業部長（宮地憲二君） 松本委員さんの全体の能力に対する実態ということでございますが、先ほどの46ページ、各施設を合計したもので申しますと、稼働率としては約60%と。

それと、資金運用の借り入れの御指摘でございます。これは数年前よりも何度か御指摘を頂いたところでございます。利率のいいものに借りかえるっていうのは、ちょうどそれを国の方が受け入れてくれる時に利用させて頂いた経緯もでございます。本来国からお借りしているものでございまして、国は国でそれを収益として計画の中に取り込んでおる中の話でございますので、委員御指摘のとおり企業を運営する上では大変有用な手段であるということは十分承知しておりますが、これはあくまでも国の方のそういった制度を打ち上げてこられたものに対してこちらが有利な形で利用させて頂いてるというものでございますので、我々と致しましてもそういった情報を常に敏感に取り入れるようにという取組姿勢といいますか、取組の状態であります。

以上でございます。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） 資金運用といいますか、その分はいろいろ国の縛りがあるというのは私も知ってるんですけども、しかし誰が考えても今は低金利で、その1.何%とかというふうに関ここにあるじゃないですか、一番低い分。それと6.65ですから、だからもう信じられないぐらい金利差が生まれとるわけであって。だから、それは確かに国の都合かもわからんけども、こっちは例えば自治体として借金を早う返しますよというたら、あっちの国の方はもう返さんでええとかということは言えんわけじゃけえ、普通誰が見ても。だから、それは確かに国の方としてはこの6.5の高い利息で入る運用を計算しとるから、それを今度は1.何ぼやったらそれが入らんようになるかというのはわかるよ。それはわかるんですけども、そこの部分はいろいろ国の事情もあるか知らんが、それは竹原市

の運用とか、普通企業体の分じゃけん、一般会計の分と違って企業経営の分から見たら、そこはいろいろ国の縛りがあって言うてくるんじゃないけども、それはいろんな一つの市だけじゃだめだったら、ほかの市とか連携とりながらやらないと、何ぼ何じゃというて安い分に早う借りかえて、市中銀行から借りて返した方が得じゃというんが、普通常識的にはわかる。しかし、国の縛りがいろいろ言うてくるよという、そこだけじゃけんね。だから、そこはもうちょっと研究してもらって、それは例えば一遍に5%、6%とか、今度は4%以上とかいろいろ、全部借りかえというのはできんにしても4%とか5%、多い分は条件つけて借りかえてもええよと、返してもええよというようなことも可能性としては出てくるんで、そういった企業努力でやる必要があるんじゃないかなという思いなんよ。だから、そこはこれ以上答弁できんのんなら困るんじゃないけど、調査してもらって、そういういろんな他市との連携とりながら安い分に借りかえるというのは意識して取り組んでほしいなという指摘にしとくけど。

あと、私わざわざ竹原市の自己水源の能力との関係でどうなんかというてあえて聞いたのは、ここの資料に書いてあるように、46でしたか、これで見ても、例えば45ページのとこの中通水源よ、中通水源で公称能力、これが目いっぱい汲み上げる能力、さっき揚水とかというて言うたけど。中通水源だけで見たら、中通と上条で7,390立米くみ出せる能力があるわけ。ほいで、下の1日の平均を見たら3,341立米じゃけん。これちょっと割ってみんさい、45%の稼働率よ。だから、物すごい低くなり過ぎとるわけよ、逆に言うたら。前は7割、8割で、それ以上、9割までやったら目が詰まるかなというんで、わしあえてそこで言うたんだけど。だから、要するに県用水よりは中通水源が安いわけじゃけん、物すごく。さっき言った県用水の水源は、あの高いところ、おいしゅうないと言うたら語弊があるんか知らんが、瀬野川から引っ張って塩素滅菌した分をぼんぼん入れとるわけじゃけん。それを高い県用水が引っ張ってきてやとる。ほいで、前の市の方の答弁は、中通水源とかいろんな自己水源を、一定の安全率を掛けて目いっぱい取水してますよという答弁が繰り返しあったんよ。しかし、今人口減少とかというんであっても、45%の中通水源だけ見ても、今さっき全体では6割とかというて言われてたけども、この中通水源だけ見てもくみ上げる能力、揚水能力に対して45%しか取水してない、揚水してないわけじゃけえ。だから、極端に言ったらここはもう少し、例えば8割とか8割5分とか揚水をできるわけじゃけえ、そこまで。そしたら、無理に瀬野川から高い分をわざわざ買ってしなくても、極端な言い方したら、検討がいろいろ、県の縛りもある

んじゃけど、あの縛りもいろいろ言うてくるんじゃけども、私のところは目いっぱい、前は足らんかったから県用水で補うったということ言うてたんよ、もうそれは大分前からじゃけど。しかし、現実見たら中通水源なんかは100%の能力に対して45%しかくんでないということじゃけえ、何ぼ何じゃというても8割から9割できるはずよ。たら、わざわざ、わしから言うたら、何でその県用水が高いものを、いろんな縛りがあるにしても買ってきて、この中通水源のおいしい安い水なんかを有効に活用せんのかということ指摘されても、私は指摘したいわけ、そこを。そこはどう思います、ちょっとそこだけ聞かせてもらいたい。

委員長（道法知江君） 上下水道課長。

上下水道課長（木村忠志君） 自己水源がありながら県用水を受水してるということでございましたが、現在におきまして、今経営健全化に向けての調査等してる中で、全国的にも老朽化、耐震化等々の問題が出ておりまして、施設においてもかなりの老朽化していることは間違いございません。例えば、その中通水源でいいますと、今40%ぐらいしか取水してないということもございましたが、各施設のそういうところは毎年調査しておりますが、その機器等の摩耗とかということで取水場が減少することはございます。そういった中で県用水の受水に伴います全体的なバランスをとるために県用水の受水をしておるところでございます。各施設におきましては、施設の建設におきまして年度年度違いますし、また設置しておりますポンプにつきましても、年度年度設置年数が違うところから毎年調査をしながら、オーバーホールとか取りかえとかをしてきているわけですが、そういった中で老朽化の原因が一つあるとは思いますが。そういった中で、先ほど委員さん言われましたように、日最大が、例えば中通だったら東上条と合わせまして7,390ということもございましたが、必ずしもこの容量でくみ上げる、受水されてということではございませんので、その辺は御理解を頂きたいと思えます。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） これは、公の文書であるし、さっき言った受水能力、それはそういうふうに見方をするわけよ、公の分で。さっきの中通水源での公称能力というたら、足したら1日、中通水源と上条水源地で7,390トンになるから。公称能力というたらそういうふうになっとる。だから、そういうこと自体が違うというんなら訂正してから出してもらわないと、我々審査する場合いうたら、中通水源、あとはやればいいんじゃけど、中通水源だったら7,390トンのくみ上げる能力ということは公称能力じゃと。その能力

に対して下の平均の分足したら3, 341立米しかくみ上げてませんよと、率でいうたら45%ですよということを私は言ってるわけよ。だから、昔はもう8割とか8割5分とか目いっぱい、9割の時もあったけども、そういうそこまでの能力に対しては8割、8割5分とか、そうしたとこまではくみ上げよう、通常の運用の仕方が。だから、そこまであえてやらんこうに、県用水の方が安いなら別にいいよ。瀬野川から取っとるわけじゃけん。それから、今度はここの経費なんかを、さっき言ったように1億9,000万円ぐらい払っとるわけでしょ。1億9,400万円払っとんよね。この水道経費の中の全体の23%じゃろ。それを一遍にゼロに減らせということは無理か知らんけども、少なくともそういう根拠として、竹原市の自己水源なんかはまだ耐えられる能力があるわけじゃけん、それを目いっぱい活用して、足らんかったから県用水って言うようになったじゃない、課長は。だから、そうじゃないですかって言うるん。だから、ここはやらにゃいけんし、あなたが今言うような公称能力そのものが違うんなら、それ改めて出してもらわにゃいけんし、普通はわたしがこの決算書のこれを見てから、公称能力は中通が100%あって45%しか使うとらんのじゃないかという見方をするわけ。そういうことをやっておきながら、県用水も、高いおいしくないという評判もあるけども、カルキを入れとるじゃけん。だから、それはおいしくない水、高い水を買うよりは、目いっぱい中通じゃなくてほかの水源もやればこれ要らないのじゃないかと。しかし、ぱっと断ることができるんならいいけど、それは県の縛りがあるけえいろいろあるんじゃけん。それは県に簡単にできないのは知っとるけども。しかし、その根拠としては、前に本当は水が足らんから県用水使うだけをやりようだったというのも知れとるわけじゃけん、数年前から。だから、それは今の能力と一緒に。だからそれは、うちはもうこの水はありますと、県用水をもう計画的にゼロに減らすということをしないと、県用水はずっと同じようにやとるけんね。問題がありはしないかということを行いました。そこだけ端的に。数値が違うんなら直してもらいたいし、数値は一緒に、汲み上げとる能力もその45%しかない訳。それは事実だと思うし、私が言うのは間違いで、8割、9割汲み上げてるんだよというんなら別なんです。そこはどうです、そこだけ端的に。

委員長（道法知江君） 上下水道課長。

上下水道課長（木村忠志君） 今委員さんがおっしゃられることは、数値的にはそうなんです、今の竹原市の水道の安定供給に伴いまして、安全・安心な安価な料金で給水するというのが基本でございまして、自己水源を守っていくには能力を、例えばここで言いま

すと7, 390立米1日に最大くみ上げると、イコールそれをずっと毎日公称能力いっぱいを取水していきますと、いろいろ支障が起きるといいますか、これから先においても自己水源を守っていく原則からして、ある程度余裕を持って取水をするという考えの中で、全体的なバランスをとるために県用水を受水してるということで御理解頂ければと思いますので、よろしくお願い致します。

委員長（道法知江君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今ここではもう終わりにするけど、ただ市長が管理者じゃけえ、最終的には。だから、私が今言うた分をもう一回市長にするから、市長が管理者だから。さっき言った、誰が考えてもおかしいよ、あれ。中通は100の能力があって45しか水汲んでないじゃけえ。そして、高い県用水なんかを1億9,000万円もかけてやっ取る。ここはきちっと説明できるようにしないと、あなたは、私は公称能力100の分を今45というて、100まで全部汲み上げて言ようりゃへんよ。昔は80とか85とか、安全率を掛けて、そこは設けて汲み上げようたん、80か85で、90までぐらいはいけるんか知らんけども安全値を掛けて。それは水道の井戸の中に全部、その中には汲み上げるための取水管をやっ取るけえ、それががながんがん汲み上げようたら詰まるわけよ。詰まるから、それが詰まらんように安全率を掛けてその水を汲み上げるんです。それが80とか90とか、その後もだから。だから、そこまでは45じゃなしに80なり85までは汲み上げられるんじゃないんかというて言ようるわけ。そしたら、そっちの高い分なんかでも、県用水なんか高いもんを、1億9,000万円も経費をつぎ込んで安くはないというのが、そこをまた管理者が来られた時に質問したい。

今日はこの辺にします。

委員長（道法知江君） 答弁はよろしいですか。

委員（松本 進君） いいです。

委員長（道法知江君） 公営企業部長、よろしいですか。答弁がもし。

公営企業部長（宮地憲二君） 管理者じゃないんですが。

委員長（道法知江君） 公営企業部長。

公営企業部長（宮地憲二君） 松本委員のおっしゃられていることで、県用水が基本的に高い水なんだから、自己水源で上げてる水の方に切りかえて、県用水を使わないことが一応経費的に有利ではないかという御提言だと思います。

確かに若干県用水の方が、現在単価高いです。そうはいつでも、そんなべらぼうに高い

単価ではないと思います，計算してみても。そういった中で，先ほど木村が申しあげましたのは，確かに中通水源地だけを取り上げて考えた時に，公称能力が8，300あるような機械といいますか，ポンプを持ちながら，実際に稼働は3，300ですから，もう極めて低い，半分以下の稼働率ではないかという御指摘なんです，もともと県用水が必要ということで県の事業に参画致しまして，竹原市の方へもこの用水を引っ張ってきたというのは委員御指摘のとおり間違いございません。そうした中で，各施設が当然老朽化も進んでおりますし，これらの水源が汲み上げられなくなるようなことがあってはいけませんので，水道の場合は多種多様な水源を持つことで安定給水に寄与させて頂いております。そうした中で，公称能力，フルに各施設が動けばいいと，まだまだ給水に対する力が，余分といいますか，余裕を持った力がある状況にはありますが，それらも施設の老朽化等，今後のことを考えていきますといち早く更新して，全ての施設が一日も早く更新していけないといけないような現在の状況がまいてっております。そうした中で，県用水の必要性は以前にも増して安定給水をする上で必要な状況でございます。そういったことで御理解頂きたいと考えております。

以上でございます。

委員長（道法知江君） 他の委員。

委員（松本 進君） ちょっと1つだけ，東野水源でいうたら84%の割合で汲み上げとるんよね。

議会事務局主事（前本憲男君） 報告の審査意見書で38ページにあった。経営指標一覧の38ページ，一番最後の青いやつ，その38ページ。38ページに載ってます。今計算された分で。

委員（松本 進君） いや，わしが言うた分は，ここに書いてあろうと。

議会事務局主事（前本憲男君） ここにありますよということ。

委員（松本 進君） うん。例えばこうなるとるじゃないですか。じゃが，この能力はもうこれが45%しかという分ならそれでしょうがないんよ。だから，ここに公称能力が，わしがさっき言ったように，中通でいえば公称能力が足したら7，390トン，それに対して1日の平均でいうたら45%，これしかないよということで，ここは45%じゃけど，例えば東野水源で見たら，東野水源のそこは公称能力が2，000じゃけど，下の1日平均水量1，600というたら，割ったら84%の率になるわけ。だから，45%と85%とばらばらであったり，それからわしらが聞いたんは，昔は能力に対して85とか9

0までというたら詰まるかどうか知らんけど、8割から15%ぐらいはというんは前に聞いたし、実際問題84%で汲み上げとるんができるわけじゃけえ。だから、その下の分析はあるかもしれないが、あったとしてもこういった能力に対して物すごい低い率しか汲み上げてないから、それは何で汲み上げてないんかというて聞きようたわけ。それは、例えば今ポンプが故障して、直せばそのそれが8割に持っていけますよというんか、そうならそうとそういうふうに説明してくれにゃいけんわけ。しかし、私が言いたいのはこういった、本来じゃったら85%の、例えば東野水源のこの分でいえば84%になるけんね。能力は100として84%で汲み上げよう。それに比べても、こっちの中通水源足したら45%の能力、それだけしか生かしてないよと、あとの55%は未活用になってるよということを言いたいわけ。それが企業経営じゃったらおかしいよということ。だからそれは、壊れておるんなら壊れとってこうなるんじゃと、そう言うてもらわにゃいけんし、直してからこれは85%になるとかというのは、そこを言わんとわからんわけ、そのことを言ようるんです。

委員長（道法知江君） 上下水道課長。

上下水道課長（木村忠志君） 委員さん言われたように、今の取水源に伴いまして、各水系で、正直言って井戸、浅井戸から水源として竹原市の自己水源は取水しておりますが、その各施設ごとに取水能力、公称能力は中通水源地でいえば7,390トンと、以下施設に公称能力書いてありますが、例えば自然の中で井戸というのは、例えば公称能力7,390,80%くみ上げられますよといった中で、復元するのが時間がかかるんです。各施設において、例えば中通水源地、東野水源地、福田水源地ございまして、ポンプの容量は日当たり7,390トンでございまして、復元をせんと、逆に言えば、取水し過ぎるとエアとか、逆に言えば周りからの地下水が復元をしないんです。そういう状況もございまして、だからもう全く公称能力7,390だから、その80%汲み上げたらいいんじゃないかという説も、委員さん先ほど言われましたが、その施設施設ごとに復元する時間もかかりますし、それだけの取水をしていきますと、それこそ水道（みずみち）といいますか、自然の中での汲み上げですから、水道（みずみち）も変更した場合は、井戸等は復元しなくなる状況が今まででもございました、過去に。そういった意味合いで、それこそ満額の公称能力だけをくみ上げりゃいいんじゃないんかと言われても、それはそういう実際自然の中でのこととございまして、なかなかこうとはいかないところがございまして。そういうことも含めまして、公称能力はこれだけですが、実際の取水能力は45.2%となっ

ておりますが、そのあたりを御理解のほどを頂ければと思います。

委員（松本 進君） もうこれでやめたいんですけども、今言われたことは、10年さかのぼったデータとか15年前のそのデータをめくりようと思ったらすぐわかるわけ。10年前からずっと45%の取水能力でやとったということで、東野水源は84%で、そこらは復元力が書いてあればいいんですけど、逆に言うたら。こっちの中通水源のこの分は45%で、45%の公称能力は100というて書いてあっても45%しか汲み上げてないのは、その道の復元とかそのとおり、どうしてもそれがあるから、水道（みずみち）が壊れちゃいけないからというて安全率を10%とか15%というて昔は説明しようったから、昔と今は違うわけです。だから、あなたが今言うのは、少なくとも100%の能力に対して、45%が汲み上げてないのは水道（みずみち）と復元力が違いがあるから、そのことを今言われようるわけです。だから、もう10年前とか20年前調べただけでわかる、これがほんまかどうか。また確認します。

委員長（道法知江君） ほかに、他の委員の方、ございますでしょうか。

今田委員。

委員（今田佳男君） これはちょっと私、読んでもわかりにくいんで説明して頂きたい。引当金の処理で、特別の利益と特別損失、退職引き当てと修繕引き当てを処理されて特別利益を計上して、逆に積み立てて特別損失というふうな話だと。ちょっとかみ砕いて、数字があるんですけど。

ごめんなさい、ページ数が32ページです。32ページの修繕引当金戻し入れが8,200万円、それから36ページのその他特別損失で退職給付引き当てが7,994万2,000円、両方が同じならあれなんですけど、片や退職給与で片や修繕かなんかで引当金が違うような感じが私するんで、ここをかみ砕いて説明して頂いたらと思うんですが。

委員長（道法知江君） 上下水道課長。

上下水道課長（木村忠志君） 26年度から公営企業会計の改定がございまして、25年度まではこういった計上してなかったんです。今回計上したためにこういう数字が上っております。それで今今田委員さん言われたように、賞与の引当金、退職引当金、また法定福利費の引当金、貸倒引当金等が、その数字が今年度上がっておるということでございます。そういった面で数字が。

委員長（道法知江君） 今田委員。

委員（今田佳男君） 特別の利益と損失が、例えば同じ引当金であれば納得できるという

かあれなんですけど、利益の方は多分修繕引当金を、32ページで8,200万円戻して、36ページの方で退職給与引当金の方へ7,900万円振ったという、こういう処理になってるんで、こういう考え方でよろしいんですか。

委員長（道法知江君） 上下水道課長。

上下水道課長（木村忠志君） はい、そのとおりでございます。

委員長（道法知江君） 他の委員の方はよろしいでしょうか。

井上委員。

委員（井上美津子君） 老朽化をしてる配管等あると思うんですけども、それを今いろいろと改善しておられると思います。今どれぐらいのパーセントっていうんですか、パーセントではあわせないとはいえないんですけども、一番変えないといけない老朽化しているようなところっていうのはどこになるのか。それを、この26年度はどこを、かなりやられてると思うんですけども、どこら辺をされたのか教えてください。

委員長（道法知江君） 上下水道課長。

上下水道課長（木村忠志君） 配水整備事業、ページの18,19ページの左にございます中間ですが、ウの配水設備事業の方では、これは業務委託を出しております。

19ページの方に26年度の工事内容がございまして、上から行きますと、区画整理事業に伴う、今区画整理事業を行っております上新開のあたり、パルティフジの前なんですけど、その布設とか、市道丸子山横島線、いわゆる西町の丸子山住宅、県営住宅が新しくできておりますが、それから南へ雇用促進というのがございまして、そのあたりの布設替え工事を行っています。また、市道沖条船谷線配水管布設工事でございますが、吉名の沖条なんです。その部分の布設替え工事をしております。あとは、市道貞光2号線といいますのが、竹原小学校のグラウンドから東側に貞光、郷賢祠という神社があるんですけど、あのあたりの布設替えをしております。と、あとは市道の鍵坪掛場は、これは忠海町の方になりますけど、そのあたりの布設替え、また市道榎町新町線等の配水管の布設替えと、あとは区画整理事業内に伴います配水管の布設等々、今行っているところでございます。

申し訳ございません。パーセンテージについては、今そこらの調査をしておりますので資料ございません。申し訳ございません。

委員長（道法知江君） 井上委員。

委員（井上美津子君） ありがとうございます。

今18,19,20ページにかけて、21ですか、26年度の工事ということで出てま

す。どこが早くしていかないといけないか、緊急時を考えながらやっておられるとは思いますが、飲み水なので、そういう工事をしたからさびとかいろんな物が出てきたよとかというような、そういう苦情とかというのはないですよ。

委員長（道法知江君） 上下水道課長。

上下水道課長（木村忠志君） 済みません。今の供給につきましての濁り水とか赤水とかということで、工事につきましての質問だったろうと思うんですが、どうしても工事をしました時に、老朽化している材料とかございまして、配管材料でいえば制水弁とか仕切り弁とかというのがございまして、そういった場合のもう古くから布設しております、設置しております資材については、どうしてもこれは赤さび等が腐食しておりますので、それが剥離をしまして多少御迷惑をおかけすることはございまして、工事の際におきまして、そういった工事をした区間、そういった赤水とか出た場合には、その付近でそういった汚れをドレンとか消火栓とかということを設置しておりますので、そういうあたりで汚れ水とか赤水、そこらを吐かせてからきれいになった水を供給しております。

今本市におきましては、水道事業においては、老朽管の定期的な漏水調査等実施し、不明水量、いわゆる漏水の原因を調査しつつ、抜本的な解決のため、老朽管の布設替えを着実に進めております。しかしながら、水需要に応じて急速に拡張事業を進めた管路の老朽化が進行しており、今後一斉に更新時期を迎えることが予測されておりますが、今後におきましても、これらの更新事業には多額の費用等を要するというので、現在経営健全化業務のもとで、結果のもとでこれから調査検討致していきますので、御理解をして頂ければと思います。よろしく申し上げます。

委員長（道法知江君） 他の委員の皆様もよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（道法知江君） それでは、水道事業会計の審査はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

委員の皆様は、第4回目となります8日の日の審査の内容等につきましては、先ほど前本さんに準備して頂いて、第4回の決算特別委員会の審査事項のページ数、それを事前にお渡しさせて頂いておりますので、8日の日はこのページ数に沿いながら、1ページごとに追って費目ごとに進めてまいりたいと思いますので、御準備をよろしくお願い致します。

それと、第7回目に現地視察を予定しておりますけれども、皆さんの方からどういった

ところを現地視察させて頂きたいな、事業経過を見たいなというものがありましたら、次の8日ぐらいに26年度の事業の現地視察というものを希望を募っていききたいなと思います。第4回終了後に、このような形で皆さんから御意見を伺いながら、7回の現地視察をしてみたいと思います。

大きな予算では、小中一貫忠海校がありましたけども、それに付随して裏の通学路もありました、事業の中には。それとあと、小中一貫に伴ってということで、放課後児童クラブの教室の拡充というのもありましたので、そういった予算もあります。また、もう一度26年度の当初予算での事業の中身をよく御理解して頂きながら、では現地視察はどこにするかということを検討してみたいと思いますので、次回はその御準備をお願いしたいと思います。それでよろしいですか。

そうですね、松本委員から出ました資料要求につきましては、16日ぐらいまでに準備をさせて頂こうと、担当課の方に、議長に御理解を頂きながらなんですけど、16日の民生が我元行、教育が返答が出るかどうかですよね。情報公開してるからということで、回答が頂けるかどうかというのものあるんですけども。

委員（松本 進君） 情報公開というのが、あれは別の事件のものなんですけど、あれは国が調べた調査の分ですよね。ありますかとかという分じゃったら、ないと言われたらいいんです。なぜかというとな全部の自治体の調査じゃないからうちはしませんでしたよということだったんで。例えばそういう計画、ないならないでいいんですけど、ないならないというのも確認したいなということなものですから。本来、私らとしてはそういう残業があったら、それは減らすための改善計画を伺えたら、それがあんなしに関わらず返事をもりたいかなと思います。

委員長（道法知江君） これはもう次のところですので、8日。しているかしていないか。

委員（松本 進君） 改善計画。

委員長（道法知江君） じゃ、それがあればの話ですよ。ない、していないということも。

委員（松本 進君） それは、本来そういう分で日程聞いてやりようるわけじゃけえ。それ間に合わなかったらしょうがないじゃない。だったら、また次の最終的なまとめのところでも、目いっぱいそれはそういう分で対応してもらいたいということです。

委員長（道法知江君） じゃあ、16日までにはほかの我元行の市営墓地等もありますの

で、建設の排水路の維持管理もありますので、16日までということをお願いしたいと思
います。

以上でございます。ありがとうございました。お疲れさまででした。

午後1時58分 散会